

官報

号外
平成十七年二月二十二日

○第百六十二回 衆議院會議録 第七号

平成十七年二月二十二日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

日露修好百五十周年に当たり、日露關係の飛躍的發展に関する決議案(川崎二郎君外二十一名提出)

國の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費國庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う國民健康保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び國の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○梶山弘志君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

川崎二郎君外二十一名提出、日露修好百五十周年に当たり、日露關係の飛躍的發展に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日露修好百五十周年に当たり、日露關係の飛躍的發展に関する決議案(川崎二郎君外二十一名提出)

○議長(河野洋平君) 日露修好百五十周年に当たり、日露關係の飛躍的發展に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。北村直人君。

日露修好百五十周年に当たり、日露關係の飛躍的發展に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔北村直人君登壇〕

○北村直人君 自由民主党の北村直人であります。

私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合の提出者を代表いたしまして、ただいま議題となりました決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

日露修好百五十周年に当たり、日露關係の飛躍的發展に関する決議案

千八百五十五年の日魯通好条約が調印され、兩國の間に公式な關係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間に兩國の國境が平和裡に確定された。同条約の調印から、本年で百五十周年を迎える。日露兩國の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼關係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来百五十年の兩國間の歴史を想い、國民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、兩國の利益に合致する戦略的パートナーシップの構築に向けて引き続き尽力すべきであり、日露關係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後六十年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露兩國間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露修好百五十周年という歴史的に重要な節目の年を迎えるに当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全國民の悲願にこたえ、齒舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露關係を大きく発展させるため、最大の努力を継続するべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣小泉純一郎君。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ただいまの御決議に対して、所信を申し上げます。

政府といたしましては、ただいま採択された御決議の趣旨を十分に体しまして、日露兩國の利益に合致する戦略的パートナーシップの構築に向けて、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、我が國固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、もって兩國關係を飛躍的に発展させるべく、引き続き最大限の努力を払っていく考えであります。(拍手)

國の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費國庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う國民健康保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び國の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費國庫負担法等の一部を改正する法律案、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う國民健康保險法等の一部を改正する法律案及び國の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を

改正する等の法律案について、趣旨の説明を順次求めます。文部科学大臣中山成彬君。

(国務大臣中山成彬君登壇)

○国務大臣(中山成彬君) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

義務教育は、知育、徳育、体育の調和のとれた児童生徒を育成し、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、国は、憲法の要請により、すべての国民に対して無償で一定水準の義務教育を提供する最終的な責任を負っております。

一方、政府においては、いわゆる三位一体の改革に関する政府・与党合意に基づき、国及び地方を通じた行政の効率化を図る観点から、国庫補助負担金の改革を進めているところであります。

このうち、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針のもと、費用負担のあり方についての地方案を生かす方策と教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について、今年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとし、それまでの平成十七年度予算については暫定措置を講ずることとしております。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、義務教育費国庫負担金についての平成十七年度限りの暫定措置を講ずるとともに、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図るものであります。次に、この法律案の内容の概要について御説明いたします。

第一に、義務教育費国庫負担金について、平成十七年度限りの暫定措置として、本来の国庫負担額から四千二百五十億円を減額するための所要の措置を講ずるものであります。

第二に、市町村が行う就学援助に係る国の補助について、対象を要保護者に限定するなど、文部

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。河本三郎君の質疑。

科学省関係の補助金の整理及び合理化を図るものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 厚生労働大臣尾辻秀久君。

(国務大臣尾辻秀久君登壇)

○国務大臣(尾辻秀久君) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府においては、平成十七年度予算編成の基本方針を閣議決定し、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとしております。

また、昨年成立した年金制度改正法においては、基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げることとし、これに向けて今年度に続き平成十七年度においても、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担を適切な水準へ引き上げるものとされたところであります。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、国民健康保険の国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引き上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入することとしております。

第二は、基礎年金の給付に要する費用について、平成十七年度において、国庫は、現行の三分の一及び千分の十一に加え、各制度を通じて千一億円を負担することとしております。

第三は、養護老人ホームへの入所措置等に要する費用、幼児の健康診査に要する費用等について、国庫負担の対象外とすることとしております。

第四は、市町村または都道府県の創意工夫を生かした介護・福祉サービス基盤の整備や次世代育成支援対策に資する子育て支援事業、施設整備等の実施を支援するための交付金をそれぞれ創設することとしております。

最後に、この法律は平成十七年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 農林水産大臣島村宜伸君。

(国務大臣島村宜伸君登壇)

○国務大臣(島村宜伸君) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

農業及び漁業に関する制度金融は、経営改善に必要な資金等を円滑に融通することにより、効率的かつ安定的な経営の育成を図るものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、政府においては、地方の権限と責任を拡大し、歳入歳出面での地方の自由度を高めることと、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとする平成十七年度予算編成の基本方針を閣議決定したところであります。

この法律案は、このような政府の方針を受け、農業近代化資金、漁業近代化資金及び漁業経営維

持安定資金について、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止し、これに伴う関係規定の整備を行うものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。河本三郎君。

(河本三郎君登壇)

○河本三郎君 自由民主党の河本三郎であります。

ただいま議題となりました三位一体改革関連法案に対し、私は、自由民主党を代表して、小泉総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手) まず、義務教育費国庫負担法案についてお聞きします。

資源の大半を輸入に依存している我が国が、時代の課題を乗り越えて今日の繁栄を享受できるのは、すぐれた教育によるものであり、その根幹である義務教育は、まさに国家の礎となるのであります。

諸外国と比較して、我が国の義務教育は機会均等と教育水準の点で極めて充実しておりますが、

残念ながら、最近の各種調査では学力の低下傾向が見られるのであります。

また、昨今、義務教育を財政的に支えてきた国庫負担制度の廃止が議論されていますが、この制度は教育の根幹を支えるものであり、これにより世界有数の機会均等と教育水準が確保されているのであります。

国家の繁栄を真に願うのであれば、義務教育をおろそかにせず、積極的に充実させる改革を進め、国庫負担制度については、国家論、教育論から十分に議論を尽くした上で結論を導くべきと考えます。

地方六団体が国民の声をすべて代弁しているわけではないのであります。多くの地方議会や市町村長、教育委員会においては、国庫負担制度の廃止が、教育に関する自治体間の格差を引き起こし、さらには地域の活力低下につながることを懸念して、制度の堅持を求める決議や要望がなされています。これは、地方からの切実な訴えであります。

主要先進国では、国策として学力向上を目指し、教育水準保障のために、国家が教育投資を拡充する改革を行っており、多くの国が義務教育の教職員給与の全額を負担しているほか、イギリスでは首相のリーダーシップのもと、二〇〇六年度には義務教育費全額を国庫負担にするという取り組みます。

そこで、このような世界の潮流を踏まえ、我が国における義務教育について国が果たすべき役割と義務教育改革の方向性について、総理と文部科学大臣の所見をお伺いします。

次に、農業近代化資金法案について農水大臣にお聞きします。

農水関係の補助事業は、食料自給率の向上といった国家的な課題や昨年の累次の災害への対応に見られるように、上流、下流にまたがった広域的な課題に対応するためのものであり、国が責任を持つて遂行しなければならず、一つの地方公共

団体の判断だけで実施するような性格のものではないのであります。

地域の実情に即した施策を進めていくという三位一体改革の趣旨を実現するためには、農水省としてどのように対応していくのか、お伺いします。

また、農水分野については、今回どのようなものを税源移譲するのか、それにより現場で必要な施策の推進に支障を生ずることがないのか、お伺いします。

近代化資金法案の改正に伴い、今後は都道府県の責任において事業が実施されることになり、私が国の農業、漁業の構造改革を進める上では、これまで近代化資金が果たしてきた農業者、漁業者への低利の施設資金等が引き続き円滑に融通されることが何より重要であると考えますが、その需要に的確にこたえ、融資を確実に行うため、どのような基準や仕組みを講ずることにしたのか、お伺いします。

次に、国民健康保険法案に対してであります。

社会保障につきましては、世界に例を見ない少子高齢化社会に向けて、国と地方が連携して、国を挙げて社会保障改革に取り組む必要がありますが、今後の社会保障制度において国と地方がどう役割分担をしていくべきか、総理のお考えをお伺いします。

次に、国民健康保険の都道府県負担の導入について質問いたします。

昨年十一月末の政府・与党合意の中、社会保障関係では、国民健康保険における都道府県負担の導入が最も大きなものとして位置づけられると考えられます。ただし、地方六団体の提案において、国保、介護費用、老人医療費等、今後増加が見込まれる補助金や負担金については、具体的提案がなかったものであります。また、厚生労働省から国民健康保険について提案があった際には、地方から、唐突であるとの意見も出されたところであります。

そこで、今回なぜこのような負担導入を盛り込んだのか、厚生労働大臣にお尋ねいたします。

また、このたび、新たに都道府県が市町村間の財政調整権限を持ち、あわせて負担もしていたかどうかのことですが、その配分がどうなるのか、不安の声も聞かれています。財政調整の実施に当たって、現場の市町村に混乱が生じないよう、国として調整交付金の目安を示すとともに、それが一〇%から九%に減少するので、国として激変緩和措置を講ずるべきと考えますが、厚生労働大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、基礎年金国庫負担の引き上げについて質問します。

昨年の年金制度改正において、国庫負担の二分の一への引き上げに向けた道筋が明記されましたが、今回はまさにこれに沿って、平成十七年度も引き続き国庫負担の上乗せを図ることになっているわけで、平成二十一年度までに国庫負担二分の一を実現するためには、さらに大きな財源が必要となります。

そこで、社会保障の財源の確保について、消費税も含め、今後議論を進めていく必要があると考えますが、年金国庫負担の引き上げに向けた総理の見解をお伺いします。

信頼できる安定した社会保障制度の構築は、まさに与野党が立場を超えて取り組むべき重要な政治課題であり、今後早急に、与野党が一つのテーマに集って真剣かつ建設的な議論を進めるべきことを強く申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 河本議員にお答えいたします。

義務教育については国が果たすべき役割と改革の方向性についてでございます。

我が国の学力が低下傾向にあることは深刻に受けとめる必要があり、私としては、主要先進国と同様に教育を国政上の最重要課題と位置づけ、国

は、学力の向上など教育改革に精力的に取り組む、全国的な教育水準確保と教育の機会均等についての責務をしっかりと担いながら、地域や学校の創意工夫を生かせるよう、教育の地方分権を進め、市町村や学校の裁量を拡大することが重要であると考えております。

社会保障制度における国と地方の役割分担でございますが、急速な少子高齢化が進行し、地域社会が変化の中で、個人の責任や自助努力では対応しがたいリスクに対して社会全体で支え合っていくためには、国と地方それぞれが果たすべき責任に応じて協力、分担しながら社会保障制度を支えていくことが重要であります。

政府としては、このような観点に立つて国民健康保険制度における都道府県の役割の拡大などの改革を推進するものであり、今後とも、社会保障が一層その機能を発揮できるよう、地方とよく協力、連携しつつ、関係する制度の改革を進めてまいります。

基礎年金の国庫負担引き上げでございますが、今回の法律案では、平成十七年度において、定率減税の見直しによる増収分の一定額を基礎年金の国庫負担割合の引き上げの財源に充てることとしておりますが、今後とも、昨年成立した年金改正法で示された道筋に沿って、安定した財源を確保しつつ、国庫負担割合の二分の一への引き上げを着実に実現してまいります。

また、年金制度を初めとする社会保障制度全体を持続可能なものとするためには、税や保険料の負担と給付のあり方も含め一体的見直しを行う必要があり、こうした中で、消費税も検討の対象になるものと考えております。

この点については、消費税を年金のみに充てるのか、他の社会保障の財源との関係でどうするかとの議論も必要であると考えており、いずれにせよ、年金制度を初めとした社会保障制度の議論については、政府のみならず、与野党が立場を超えて国民的立場から取り組むことが政治の責任であ

り、与野党間で早急に真摯な議論を開始していただきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣中山成彬君登壇)

○国務大臣(中山成彬君) 河本議員より、我が国における義務教育について、国の果たすべき役割と義務教育改革の方向性についてのお尋ねであります。

世界はまさに知の大競争時代に入っており、現在、諸外国は、教育を国政上の最重要課題と位置づけ、国家戦略として教育改革に取り組んでおります。このような観点から、河本議員御指摘のように、例えばイギリスにおきましては、教育に関する国の関与を強め、二〇〇六年度から義務教育費の全額国庫負担制度の導入を行う予定と承知しております。

我が国においても、国が、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等、必要な財源の確保等についての責務をしっかりと果たしながら、その上で、義務教育の実施に当たっては、地域や学校が創意工夫して、最善の教育が行われるようにすることが重要であると考えております。

このような基本的な理念のもと、学習指導要領全体の見直しなどによる学力の向上、教員の資質向上、現場主義の徹底などの教育改革に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇)

○国務大臣(尾辻秀久君) 国保の都道府県負担導入の趣旨についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度においては、保険運営の広域化を通じて財政の安定化と医療費の適正化を進め、国保の基盤、体力を強化する必要があります。

そのためには、都道府県の主体的な取り組みが必要であり、確実な財政措置が講じられる三位一体改革の中で、都道府県に市町村間の財政調整という権限の一部を移譲することにより、都道府県

の役割の強化を図ることとしたものであります。都道府県財政調整交付金の配分方法及び激変緩和措置についてお尋ねがありました。

都道府県による財政調整の実施方法については、各都道府県が市町村の意見を十分に踏まえ、主体的かつ自主的に決定するものと考えています。が、保険者である市町村で混乱が生じないよう、地方団体と関係省庁において検討の場を設けた上で、都道府県調整交付金のガイドラインを作成することとしております。

なお、国の財政調整交付金の割合が減少すること、急激な影響を受ける市町村が生じる場合には、その具体的な影響を踏まえた上で、国の財政調整交付金による激変緩和措置を講ずる必要性について検討してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣島村宜伸君登壇)

○国務大臣(島村宜伸君) 河本議員の御質問にお答えいたします。

まず、三位一体改革に対する基本的な考え方についてのお尋ねであります。農林水産施策は、食料の安定供給の確保、国土と環境の保全などの重要な役割を果たしており、その効果は、食料の生産地や森林のある上流域のみならず、広く消費地や下流域にも及んでおります。したがって、農林水産施策については、広域的な観点から国が責任を持って推進する必要があります。

一方で、農林水産業は地域の自然条件などに左右されることから、施策の実施に当たっては、地域の自主性、裁量性が発揮できる仕組みとする必要があります。

このため、今回の改革においては、国として必要な施策の実施を確保しつつ、地域の実情に即した施策の推進が可能となるよう、省庁間の連携強化や統合、交付金化を行うなど、補助事業の仕組みの転換を基本としたところであります。次に、税源移譲の内容についてのお尋ねであります。農林水産関係では、十七年度、十八年度

の二年間で約二百五十億円の税源移譲を行うこととしております。具体的には、十七年度は融資や森林管理の関係の補助金約五十四億円を税源移譲の対象とし、十八年度は農業委員会や普及事業の関係の補助金を対象とすることとしております。

税源移譲に当たっては、例えば、農業委員会や普及事業にあつては法制度を維持することにより、事業の継続的な実施を担保しております。また、融資の関係では都道府県に対し運用の指針などを示すこととしており、必要な施策の推進に支障が生じることはないと考えております。

最後に、農業近代化資金などの融資を確実に行うための基準や仕組みについてのお尋ねであります。が、これらの資金については、補助金廃止による税源移譲後も、農業者や漁業者への融資に支障が生じないよう、資金の貸し付け条件など、制度の運用に関する指針を都道府県に示すこととしております。

また、本事業が農業者や漁業者の資金需要に的確に対応しているかどうかを把握するため、都道府県に対して、予算措置や貸し付け状況などについて報告を求め、必要に応じ、助言を行うこととしております。

これらの措置により、農業者や漁業者に対する融資が従来どおり確実に実施されるよう努めてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 山花郁夫君。

(山花郁夫君登壇)

○山花郁夫君 民主党・無所属クラブの山花郁夫でございます。

ただいま議題となりましたいわゆる三位一体の改革関連法案、義務教育費国庫負担法一部改正案、国民健康保険法等一部改正法案につきまして、地方分権に関する民主党のスタンスを明らかにしながら、質問をしたいと思います。(拍手) 我が国では、三百諸侯に分かれていた幕藩体制から、明治二年に版籍奉還、明治四年に廃藩置県

を行うなど、一連の中央集権制度をつくり上げてから約百三十年がたちました。当時、近代国家を建設していく過程において、工業化社会の当時においては中央集権的国家体制が適しているとの判断が背景にあつたと言われております。

そのころの日本は第一次産業が中心で、都市人口率は約五％。新潟県が人口規模第一位を誇り、交通手段は馬、船という典型的な農業国でありました。わずか一世紀の間に都市人口率は八〇％に達し、第三次産業を中心とする高度都市国家に変貌を遂げたことを思えば、中央集権的な国づくりが一定の成果を上げたものと評価できます。しかし、こうした中央集権システムによる国家建設により、政治、経済、情報、文化などの一極集中化が進み、結果として地方の活力の低下というものを招いております。もはや、このような手法は歴史的使命を終えたと言つてもよいであらう。

現代のように価値観の多元化した社会においては、住民の暮らしや生きがいという視点に立つべきで、中央集権的、効率重視の画一的な政策展開は見直すべきであります。地域みずからの創意工夫が生かせる国をつくっていくこと、多様な物差しで政策展開できる自治体をサポートしていく国の形に改めていくことが必要であると考えます。

一九八五年に制定され、現在ではヨーロッパの三十カ国もの国が批准しているヨーロッパ自治憲章には、公的部門が負う責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとするという補完性の原理、近接の原理をうたっています。家族でできないことをコミュニティで、コミュニティでできないことを基礎自治体で、基礎自治体でできないことを広域自治体で、そして広域自治体でできないことを国でという補完性の原理に示されるように、中央集権的な発想からの転換が必要であります。

私たち民主党も、この補完性の原理に基づいた

中央政府と地方政府との関係を構想し、分権型社会を目指すべきであると考えます。

今の国際社会を見たとき、地方にいろいろな補助金を配分することに多くの人材を投入することは改めるべきであります。中央政府は地方政府に対してはしのげ下げまで指示するような仕事はやめて、国でしかなし得ないような仕事に人材も財源も傾斜配分していくことが、ひいては国力を高めることになるからであります。

総理、中央政府と地方政府のあるべき姿、その将来像について、どのような構想をお持ちであるか、答弁を求めます。

昨年、全国知事会等地方六団体は、六月九日の内閣府による国庫補助負担金の具体案の取りまとめについての要請に基づき、八月二十四日に「国庫補助負担金等に関する改革案 地方分権推進のための三位一体の改革」を政府に提出しております。その内容は、平成十八年までを第一期改革とし、十九年から二十一年までを第二期改革として、総額八兆円程度の国から地方への税源移譲と、総額九兆円程度の国庫負担金の廃止、あわせて地方交付税の見直しを行うというものであります。

民主党は、国から地方への補助金を、約十二兆円の一括交付金化と五・五兆円の税源移譲を行うことにより、地域が自由に使うことのできる財源に切りかえること、そうすることによって権限と財源を地域に移譲することをマニフェストにもうたっております。地方六団体の改革案は、政府のオーダーに対するレスポンスでありますから、政府と民主党のプランが異なるのと同様に、そのスキームを異にしておりますけれども、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革を行おうとする方向性において一致をいたしております。

さて、この地方六団体の改革案について、昨年九月から、政府と地方六団体との間で国と地方の協議の場が持たれたことは、今回のいわゆる三位一体改革の中で唯一評価できる事柄であると当時

は見えておりました。しかし、昨年十二月以来、こうした機会すら設けられておりません。

二月十七日、新たな全国知事会会長に麻生渡福岡県知事が就任をいたしました。麻生新会長は、前会長の梶原路線を承継すると表明をいたしております。選挙で会長が選ばれたのは史上初めてのことでありますけれども、この選挙の際、麻生新会長は、候補者所見において国と地方の協議の場を制度化すべきことを第一に訴えて当選されたことは、極めて重みがあることだと思っております。傾聴すべき提案であり、今後、政府として、国と地方の協議の場を制度化し、継続して開催していくべきと考えますが、その意向はありでしょうか。総理に答弁を求めます。

そして、その協議の場は、真に地方の声に耳を傾ける場であればなりません。昨年は、協議の場どころか、既得権益にしがみつく中央省庁の激烈な抵抗の場であり、結果として、族議員の権限を温存するアリバイづくりの場として利用されたのであります。

その結果、地方六団体が百四十八項目にわたる国庫補助負担金の改革案を示したのに対し、政府案にはほとんど反映されることはありませんでした。

そこで、総理に伺います。百四十八項目のうち、暫定分を除くと、一体何項目を採用したのであるか。また、その総額は幾らになるのでしょうか。答弁を求めます。

総理は、九月三日の閣僚懇談会で、改革の検討に当たっては、地方からの改革案を真摯に受けとめ、関係各大臣は、改革案の実現に向けて率先して、責任を持って全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限生かしてもらいたいと述べています。この今回の結果は、改革案の実現に向けて関係各大臣には全力で取り組んでもらった結果と評価できますでしょうか。百点満点で一体何点がつくようなものなのか、自己採点の答弁を求めます。

同様に、総務大臣にお伺いします。この結果は、地方からの改革案を真摯に受けとめた数字だとお感じになりますでしょうか。答弁を求めます。

次に、義務教育費国庫負担法一部改正案について伺います。

義務教育段階における顕著な学力の低下、学級崩壊などの困難な課題の直面と就学前教育の見直しなど、義務教育に関する国と地方の役割はますます大きくなってきております。

地域によって直面する課題も異なり、また、地域の特性を生かした学びの場づくりを創造的に進めていくためにも、教育の現場のあり方は大胆に地域にゆだねて、その創意工夫を求めていくべきであります。権限のないところに責任は伴いません。責任のないところに創意工夫の意欲は生まれません。民主党は、義務教育の無償原則を含めて、その基盤整備のための財源保障について国が責任を負い、それを義務教育という中で、使途の特定されない一括交付金として配分する仕組みを提案しております。

政府の改正案は、義務教育費国庫負担金から四千二百五十億円を減額するというものであります。地方六団体案と異なり、中学校分という仕切りもなしに、案分して減額するというわけであり、案分して減額するということでは、金を出すが口は出し続けるというまさに最悪の選択であり、分権改革には真つ向から対立するものと言わざるを得ません。(拍手)

昨年十一月二十六日の政府・与党合意には、義務教育については制度の根幹を維持するところあります。ただいまの趣旨説明でも、文部科学大臣は同様の趣旨のことを述べられました。これは、口は出し続けて地方独自の施策は許さないということと意味することになるのではないのでしょうか。文部科学大臣に答弁を求めます。

しかも、今回の措置は、平成十七年限りの暫定措置となっております。これは中央教育審議会の議論にゆだねたもので、国庫負担制度を今後どうするのか、予見可能性の極めて不確かな代物であります。

ところで、総理は、中教審の答申は尊重すべきであるという意見についてどのように考えておられますでしょうか。平成十六年以前に戻すという答申が出る余地もある問題ですので、これは極めて重要なことだと考えます。答弁を求めます。

また、中教審の答申が出たら、たとえそれが義務教育費国庫負担金制度を維持するという結論であったとしても、政府としてそれに従うということになるのでしょうか。文部科学大臣に答弁を求めます。

また、従うということになると、今回の補助金改革案は振り出しに戻ってしまうことになり、総務大臣、どのように対処されるのでしょうか。答弁を求めます。

次に、国民健康保険法等一部改正案について伺います。

この改正案は、国民健康保険制度について、国から都道府県に対して財政調整権限の一部を移譲するものであります。この補助金改革により、国庫負担率が引き下げられ、都道府県が市町村間の財政を調整する交付金制度が導入されます。

しかし、税源移譲をされたところで、地方がこの財源を国保財源以外に充てるとすることは考えられません。しかも、国が今後示すというガイドラインのあり方によつては都道府県がさらに縛られる可能性があり、使途に自由度が高まるといったぐいの話ではありません。

高齢化社会のますますの進展とともに、医療費の増加が確実に予想されます。すなわち、この補助金改革は、結果的に地方に負担を押しつけることになることは目に見えております。税財源移譲、国庫補助負担金の削減、交付税改革は、地方分権を推進するための手段であるべきで、そのこ

と自体が目的ではないはずで、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三を経済財政諮問会議で決定する際に行われた内閣総理大臣指示の冒頭に、次のように述べられています。「三位一体の改革は、「地方が自らの創意工夫と責任で政策を決める」、「地方が自由に使える財源を増やす」、「地方が自立できるようにする」ことを目指す」。

この国民健康保険法等一部改正案は、地方分権と一体どのような関係があるというのでありましょうか。具体的には、地方が何を自由に選択することができるようになり、どのような創意工夫が可能となるのでしょうか。厚生労働大臣、総務大臣、それぞれに答弁を求めます。

もともと国保の問題は、地方六団体の国庫補助負担金改革には存在しなかったものであり、六団体系を真摯に受けとめたと言っているはずの政府が、まるで異なったものを提案しているのではありません。ベンチ入りしていない選手をフィールドに出してプレーさせることは、スポーツの世界ではルール違反です。

世間一般には、表面上の財務数値の見ええをよくするために数字を飾ることを粉飾決算といいますが、地方分権とはまるで関係のない制度改正をあたかも三位一体の改革の成果であるとし、国庫補助負担金改革の三兆円に算入するとして胸を張っているのは、まさに国家的粉飾であるということに指摘いたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山花議員にお答えいたします。

中央政府と地方の将来像でございますが、地方については、地方が自由に使える財源をふやし、地方の自立を可能にして、みずからの創意工夫と責任で自治体の政策を決められるようにすることが重要であり、国については、本来果たすべき役割を重点的に担うようにすべきであると考えております。

このため、地方にできることは地方という理念のもとに三位一体の改革を進めることにより、国の関与を縮小して、地方の権限、責任を拡大する地方分権を一層推し進めるとともに、国、地方を通じて行政のスリム化を推進してまいります。

三位一体の改革について、今後の地方との協議に関するお尋ねでございますが、地方から提出された改革案を真摯に受けとめて、地方とも協議を重ねた上で、政府・与党において取りまとめたものであります。その内容についても、地方からも一定の評価をいただいているものと考えております。

義務教育費国庫負担金の取り扱いなど残された課題についても、引き続き、国と地方の協議の場などを通じて、地方の要望を十分踏まえながら検討を進め、本年中に結論を出していきたいと思っております。

地方六団体の国庫補助負担金の改革案の反映状況、全体像の評価についてでございます。今回の三位一体の改革の全体像は、地方六団体とまとめた改革案を真摯に受けとめた上で、地方とも協議を重ねつつ、政府・与党において取りまとめたものであり、地方からも一定の評価をいただいているものと考えております。

なお、残された課題がある中で、当初の提案から何項目が採用されたかで評価する、あるいは具体的な数字で何点とお答えするつもりはございません。

義務教育費国庫負担金の取り扱いについてのお尋ねです。

中央教育審議会においては、昨年末の政府・与党合意に基づき、義務教育制度に関する国の責任を引き続き堅持するの方針のもと、費用負担に関する地方案を生かす方策と教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について、本年秋までに幅広く検討が行われていくものと考えております。

政府としては、その中央教育審議会の審議結果

を踏まえ、本年中に結論を出してまいります。残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 三位一体改革全体像の評価についてのお尋ねがござっております。

改革の全体像につきましては、三兆円規模の税源移譲の方針を極めて明らかにした上で、暫定措置とはいえ義務教育費国庫負担金を対象とさせていたこと、また、交付税につきましては地方団体の懸念に当面安心感を与える方向性はつきり明記されたことなど、地方の改革案が一定程度反映をされているものと考えております。

しかしながら、地方の改革案のうち、建設国債発行対象経費につきましては改革対象とはされず、また、経常経費につきましても半分程度の達成率にとどまっておりますことから、今後の改革におきましては、地方の意見が十分に反映されることになりまよう、全力を傾けてまいりたいと思っております。

次に、義務教育費国庫補助負担金の話につきましては、平成十六年十一月二十六日の政府・与党合意において、中央教育審議会が費用負担についての地方案を生かす方策を検討いただくこととされております。

政府といたしましては、中教審の結論を得て、私どもとしてもきちんとした結論を出すようにいたしましたと思いますが、私といたしましては、三位一体の改革を成功させるという政府全体の方針のもとに、地方の改革案が適切に生かされる形で中央教育審議会の結論が導かれるものと考えております。

最後に、今回の国民健康保険に係る都道府県負担の導入につきましては、当初の厚生労働省の案を改め、保険料と国庫負担を均等にするという従来からの基本原則を維持した上で、税源移譲を前提に都道府県財政調整交付金を創設することとしたところでもあります。

この制度は、都道府県内の財政調整の権限を基本的に都道府県にゆだねるものでありまして、都道府県が一定の自主性を発揮し得るものと考えております。(拍手)

〔国務大臣中山成彬君登壇〕

○国務大臣(中山成彬君) 山花議員にお答えいたします。

義務教育制度の根幹を維持というのは、地方独自の施策は許さないという意味かというお尋ねでございます。

義務教育の根幹は、教育の機会均等、教育水準の維持向上、無償制にあると考えます。これらを達成するため、国は、全国的な教育水準の確保と教育の機会均等についての責務をしっかりと果たしながら、その上で、義務教育の実施に当たっては、地域や学校が創意工夫をして、最善の教育を行うことができるようにすることが重要であると考えております。

今後、中央教育審議会において、国、都道府県、市町村の役割、責任についても御議論いただくことになっておりますが、文部科学省としては、義務教育に係る国の責任をしっかりと踏まえた上で改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中央教育審議会において、義務教育費国庫負担制度を維持するという結論となった場合、この結論に従うことになるのかというお尋ねでございます。

義務教育費国庫負担制度の今後の取り扱いにつきましては、政府・与党合意に基づき、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するという方針のもと、費用負担についての地方案を生かす方策と教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について幅広く検討し、今年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされております。

文部科学省としては、中央教育審議会の結論を踏まえた義務教育費国庫負担制度の改革を進めて

まいりたいと考えております。
以上です。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇)

○国務大臣(尾辻秀久君) 国保における都道府県負担導入などの改革と地方分権との関係についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度につきましては、従来は国が全国一律の基準に基づき財政調整を行ってきたが、国に加え、都道府県内の状況に応じ、都道府県が裁量を持って財政調整を行うことを可能にしたものであります。

また、地域介護・福祉空間整備等交付金や次世代育成支援対策交付金の創設等を通じ、地方公共団体の創意工夫を生かした福祉サービスの整備の充実を図ることが可能となります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 稲見哲男君。

(稲見哲男君登壇)

○稲見哲男君 民主党・無所属クラブの稲見哲男でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部改正案及び地方分権改革について質問いたします。(拍手)

平成十七年七月に地方分権推進委員会が発足をし、間もなく十年が経過しようといましております。平成十三年六月の最終報告まで六次にわたって報告がなされましたけれども、私は、平成八年三月の中間報告が地方分権の基本的理念を最も端的に指し示していると考えています。

その中間報告に比してみれば、当初、国庫補助負担金の廃止と税財源の地方への移譲とともに地方交付税改革の三つの課題を一体的に進めるとされていた三位一体改革は、地方交付税の削減等による国の財政再建ばかりが先行し、目標からすっかり外れてしまっています。

確かに、公共事業の垂れ流しにより自民政権が積み上げた一千兆円に上る国、地方の膨大な債務

務の中では、地方においても財政再建は重要な課題です。

しかし、分権改革の本旨は、地方の自主的な決定、裁量権を拡大することで地域の実情に合った事業の選択、効率的な事業推進を可能にすることであり、補助金による中央省庁のコントロールを排してむだな事業をストップし、地方の財政的自立、ひいては地方の個性ある発展につなげていくことであります。

翻って、総理の進める三位一体改革は、政府、省庁の権限維持、地方への財政負担の押しつけ、課題の先送りと結論の先延ばしに終始し、まるで地方分権改革の体をなしていません。(拍手)

山花議員の質問と重複は避けますが、平成十六、十七年度の三位一体改革において省益に走る各省庁の姿は、大きな歴史的転換点、この国の形を根本から再構築すべきこの時期にあつて、国を滅ぼしかねないものと言えます。そして、小泉総理がリーダーシップがないこと、あるいはやる気がないことが鮮明になりました。小泉総理の三位一体改革は、地方にとってマイナスとなりかねない要因を多く内包し、まやかしの地方分権であると言わざるを得ません。(拍手)

まず初めに、農業近代化資金助成法等の一部改正案に関連して質問をいたします。

地方六団体は、昨年八月に提示した補助金改革案において、農水省所管の補助金のうち、今回の法案で改正される農業近代化資金利子補給補助金を含め、三十五項目、額にして約三千九百億円を廃止、税源移譲対象として挙げました。

しかし、平成十七年度の三位一体改革によって税源移譲の対象となつたのは、農業近代化助成補助金を含めて五つの補助金に限られ、移譲額はたった五十四億円にすぎません。残りの三千億円余り、農水官僚や自民党の族議員が権限と利権にしがみつく構造には手をつけられませんでした。まさに、寄生虫ではありませんか。これが、小泉三位一体改革の実態です。

この農業近代化資金助成法等改正案についても、補助金削減が実現して地方分権が一歩進んだと歓迎するのは、コインの片面しか見えていないこととなります。別の観点からいえば、地方が要求した改革のほんの一部だけを実現すること引きかえに、中央省庁の官僚や族議員が権益の大部分を守り切つたということであり、本法案を含め、今国会に提出された三位一体改革関連法案の大部分は、改革骨抜きの特徴にほかなりません。

なぜ、地方提案のわずか三十五項目さえ採用できなかつたのか、この三十五項目すべての補助金を廃止し税源移譲することにどのような障害があるのか、何が問題なのか、島村農林水産大臣の見解を伺います。(拍手)

また、小泉総理には、この三千億円の骨抜きという現実に対してどのように認識しておられるのか、官僚や族議員に配慮するあなたのことだから、一歩前進たというくらいのコメントがやってもいいかもしれませんが、自分なりの認識をお述べください。

農水省は、昨年の国と地方の協議の場において、地方提案に対しかたくなにゼロ回答を繰り返して、あげくの果て、百七十五の補助金を、強い農業づくり、元気な地域づくりなど七つの交付金化を行うとしてお茶を濁して、地方の主張を退けました。

政府は、交付金化とは、複数の補助金を束ね、その総枠の範囲でなら補助金相互間の融通を認めるものであり、地方にとっては利便性が高まるものであると自画自賛しています。

しかし、幾ら交付金化されても、農水省が決めた補助要綱にのっとって地方から農水省に申請が行われ、農水省や自民党族議員からさまざまに指導されたあげく、農水省が承認して初めて地方に交付されるのであれば、これまでの補助金と本質は変わりません。むしろ、交付金化は、名前を変えて補助金を温存する小泉総理お得意の看板のかけかえ、やつたふり改革にすぎません。

補助金の交付金化に伴い、補助要綱を新たに作るのか、新設するのであれば、従来のものと比べて基準が大幅に緩和されるのか、島村農水大臣、お答えください。

交付金化は、農水省の権限温存のための手段として評価し得ないものであり、地方分権の重要性を一顧だにしない農水省のその姿勢も問題ならば、農水省を初め、抵抗する各省を最後まで説得し切れなかつた小泉総理のリーダーシップの欠如もまた問題です。

総理に伺います。補助金は何本か束ねたら補助金ではなくなるのでしょうか。また、交付金化の名のもとに、官僚や族議員が相変わらずばつこし続ける実態についてどう思われるのか、お答えください。(拍手)

続いて、昨年十一月に示された政府・与党合意に盛り込まれた、補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業について、確実に執行されることを担保する仕組みについて伺います。

国からの補助金が廃止された事業を自治体が責任を持って実行できるように、施策の到達目標を明示することを一概に否定するものではありませんが、地方の自由と自立を阻害するような国の関与が残されてはなりません。ただでさえ、義務的経費の補助金改革ばかりが先行し、地方の自由となる税源移譲額がわずかであるのに、そこにさらなる縛りがかかるようでは、地方分権でも何でもありません。

わざわざ明記されている担保する仕組みとはどのような内容を考えているのか、小泉総理、麻生総務大臣、お答えください。

次に、政府・与党合意において、今後の検討課題として挙げられた生活保護費負担金について質問をいたします。

生活保護制度は、憲法二十五条の理念に基づき、最低限度の生活を全国一律に保障する重要な役割を担っており、社会保障の根幹をなす制度であります。そもそも、このような国民生活の基盤

を支える基礎的な行政サービスは、その財政責任のすべてを国が負い、経費の全額を負担すべきものであります。

厚生労働省の取りまとめによれば、生活保護を受ける世帯が、昨年十月時点で約百万二千世帯になり、昭和二十五年度の制度発足以来初めて百万世帯を超えました。平成十七年度の予算案では、生活保護費約一兆九千億円が計上され、自治体負担分と合わせると二兆五千億円を超えます。

そして、そのしわ寄せは、とりわけ大都市に集中をいたしています。平成十四年度で、指定都市の保護世帯は二十四万一千百十世帯、全国の二七・七%を占め、保護費は六千五百十五億円、二八・九%に上ります。厚労省がねらっている負担率の引き下げの影響は、十六年度予算ベースで、指定都市だけで六百二十三億四千五百万円と莫大です。全国では二千億円を超えます。しかも、現行でも、一般財源決算額と基準財政需要額算入との乖離が指定都市で五百八十四億円余りもあり、三割を超える措置不足、つまりは、指定都市の負担になっているわけです。

このような状況の中で、厚労省がねらっているような生活保護費負担金の負担率引き下げを行うことは、単なる国の責任放棄であり、国の負担を地方に押しつけるものでしかありません。きつぱり断念すべきであります。(拍手)

保護費の増嵩は、創設後五十年を経て制度疲労を起していることに根本的な原因があり、受給期間の長期化に対する自立支援機能の強化、あるいは高齢者世帯の増加や医療扶助費の増加に対する制度見直しなどについて、現場の声を十分聞きながら、三位一体改革とは別個に検討すべきです。小泉総理の見解をお伺いいたします。(拍手)

地方財政計画に関連をしてお伺いいたします。谷垣財務大臣は、経済財政諮問会議で、地方財政計画において投資的経費の単独事業費など実際の執行額を大幅に上回る過大計上が行われているとして、七、八兆円を十七、十八年度に是正、削減すべきと極めて刺激的な指摘を行い、物議を醸し出しました。そして、今年度の地財計画においては、決算乖離の一体的是正として、一般単独と投資単独でそれぞれ三千五百億円のプラスマイナスが行われました。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案外二案についての趣旨説明に対する稲見哲男君の質疑

投資的経費の決算乖離だけを問題にするのは間違いで、例えば平成十三年度の決算では、投資的経費は六兆円下回っているものの、一般行政経費では七・六兆円上回っています。このことは財務省も十分に御承知のはずであり、地方財政計画の策定に当たって、十分に協議し、政府として決着してきた内容であるにもかかわらず、突然このような提起は、地方に政府案をのませるためのブラフであつたと思えません。

谷垣財務大臣に猛省を促すとともに、投資的経費の歳出減のみを一方的に削減することについては撤回されたと解しますが、谷垣財務大臣、麻生総務大臣の認識をお聞きいたします。締めくくりに、冒頭に申し上げた平成八年三月の地方分権推進委員会の中間報告の第一章「総論」を引用したいと考えます。

「国権の最高機関たる国会が率先し、これに内閣が歩調を合わせ、明治期以来の中央集権型行政システムを新しい地方分権型行政システムに変革しようとする決意を表明したものであつて、わが国の憲政史上にも稀なる画期的な政治決断であつた。」それは明治維新・戦後改革に次ぐ「第三の改革」といふべきものの一環であつて、「世紀転換期の大事業である。」こういうふう述べていら

す。この理念を忘れ去り、補助金改革では省益を優先し、交付税改革では財政再建だけを目的にした、官僚と族議員に屈服した、かけ声倒れの小泉総理に地方分権、地域主権を推進することはできません。地方分権は、政権交代と民主党の新しい政府でこそ実現するのだということを国民の皆さんに高らかに宣言をして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 稲見議員にお答えいたします。

今回の改革の全体像は、地方六団体がまとめた改革案を真摯に受けとめて、地方とも協議を重ねた上で取りまとめたものであり、その内容についても、地方から一定の評価をいただいているものと考えております。

なお、農林水産関係の補助金については、税源移譲に結びつく改革のほかに、スリム化の改革を行うとともに、大胆な交付金化を行い、地方の裁量性を高める改革を進めたところであります。

農水省の補助金の交付金化でございますが、今回の農林水産関係の補助金の交付金化に当たっては、百七十五事業を七つの交付金にまとめましたが、この際、単なる統合にとどめず、地域が提案するメニューも補助の対象とするなど地域の取り組みの自由度の拡大、事業ごとの細かな事前審査を簡素化するなど事務手続の大幅な軽減のための措置もあわせて講じたところであり、これにより地域の裁量性、自主性の大幅な拡大が図られ、地域の実情に合った施策の実施が可能となるものと考えております。

地方に移譲された事務事業の確実な執行を担保する仕組みでございますが、三位一体の改革の全体像の取りまとめに向けた議論の中で、国の責務を果たすことが困難となるので、補助負担金を廃止・縮減することができないという意見がありました。

このような意見も踏まえ、補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業について、地方に対する過剰な関与とならないよう留意しつつ、特に必要な場合には、基準などを設けてその実施状況を把握することを考えております。具体的な仕組みについては、今後検討してまいります。生活保護制度でございますが、生活保護の保護

補助金の廃止によりまして地方に移譲された事務事業の具体的なチェックの仕組みにつきましては、昨年の政府・与党合意を踏まえて、各府省において今後検討されることとなります。

その際、地方分権の推進という観点から、地方団体の裁量権を生かすという基本方針に沿いまして、地方に対する過剰な関与とならないよう、総務省としても各府省と十分調整させていただきたいと考えております。

次に、地方財政計画の各歳出項目と決算との乖離という問題につきましては、投資単独事業の決算額が計画額を下回っているという事実に対して、経常経費の決算額は逆に計画額を上回っているという状態がこれまで続いております。

このため、私としては、投資的経費と経常的経費を一体的に是正する必要があるということを申し上げてまいりましたが、平成十七年度の地方財政計画におきましては、ハードからソフトへという地方の実情に合わせまして、投資的経費を減額、逆に経常的経費を増額するという一体的是正に着手をいたしております。

このような正は、平成十八年度以降も着実に実施をしてまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣谷垣禎一君登壇〕

○ 國務大臣（谷垣禎一君） 稲見議員にお答えいたします。

平成十七年度の地財計画についてお尋ねがございました。

今、麻生総務大臣からも御答弁があったところですが、十七年度の地方財政計画策定過程におきまして、地方財政計画歳出には、投資単独事業を初めとする過大計上が十三年度決算ベースで合計七兆円から八兆円ある、国民に対するアカウンタビリティーの観点から早急に解消すべきであると

このため、十七年度の地方財政計画においては、計画計上額の適正化として、投資単独経費を七千億円縮減したところでございます。十八年度以降においても、さらに投資単独事業の適正化を進めることとしております。

なお、一般行政経費・単独事業については、真に必要な行政需要と認められる経費について、必要性、それから積算を精査しました上、三千五百億円の増額計上を認めたところでございます。
(拍手)

○副議長（中野寛成君） 藤田一枝さん。

○藤田一枝君 民主党の藤田一枝でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。（拍手）

まず、法律案の内容についてお尋ねする前に、
本法案の構成について伺います。

本法案は、およそ七千億円の国庫負担を削減する国民健康保険を中心に、国庫補助負担金等を削減する趣旨の法律改正と、かねてから問題となっていた基礎年金の国庫負担比率を三分の一から三分の一に引き上げる趣旨の法律改正をいくくりにしています。

國庫負担を変更するという点で共通するから一つの法案としてまとめたというのが政府の見解である。伺いましたが、私は、この説明を聞いて大変驚きました。医療と年金という全く別の制度であり、しかも、國庫負担を引き上げるものと引き下げるものをくくりにすることによって、重要な意味を持つそれぞれの法律改正に対して、果たして十分な審議が本当に行えるのでしょうか。

このような法律の分類ができるのであれば、多くの法案は、予算に係する、補助金がかかわる

といった名目で、一本の法律改正案として束ねる
ことが可能になってしまっています。これはまさに、
国会軽視と言うほかはありません。（拍手）
そこで、小泉総理にお尋ねいたします。

基礎年金の国庫負担比率の引き上げは、法案の題名である補助金の整理合理化とどのように関係するのか、そして、このような法律改正案を束ねることが適切であるのかどうか、明確にお答えください。（拍手）

次に三位一体改革について伺います。

まず、忘れてならないのは、この法案は三位一体改革の議論から始まったということであります。

昨年夏、地方六団体がまとめた国庫補助負担金等に関する改革案は、社会福祉施設等施設整備費負担金、補助金一千三百億円を含む施設整備関係費一千六百七十七億円と、保育所運営費負担金二千六百七十億円を含む運営費、事業費七千七百六十六億円から成る国庫補助負担金を平成十七年度及び十八年度に廃止し、税源と権限を移譲するという内容でした。

もちろん、この提案の中には、国民健康保険に
関する補助金削減、財源の移譲、権限の移譲を求
める項目は一切含まれておりませんでした。そし
て、この提案に対して、小泉総理が、官房長官を
中心とした協議機関を設置し、六団体から提出さ
れた意見について誠実に対応していくと述べられ
たことは、記憶に新しいところでもあります。

そもそも、地方六団体の提案は、国が直接行わなくても自治体が独自にみずからの裁量で取り組むことができる施策を選び、その分の補助金を撤廃し、あわせて税源の移譲を行うという三位一体改革の本来の趣旨、つまり、補助金削減、税源移譲、地方交付税改革を通して、地方の自主性、自立性を高めようとするものでありました。

しかし、提案を受けた当初から、厚生労働省は対案づくりに走り、補助金の使い勝手の問題にすりかえ、看板をかけた補助金で相変わらず地

方を縛り、国の地方への関与を温存したばかりか、地方が求めた税源移譲額に對するつじつま合わせとして、国民健康保険の国庫負担を削減し、都道府県に負担させるという意趣返しを行いました。だからこそ、議論もなしに制度の設計、運営にかかわる問題を組み入れたのはおかしいという知事会側の不信の声となったわけです。

そこで、厚生労働大臣にお尋ねいたします。

本法案の補助金削減案は、地方六団体がまとめた提言のうち、金額ベース、項目ベースでそれぞれだけ反映されたのか、まずお答えください。また、なぜ地方六団体の提案が受け入れられなかったのか、そして、なぜ国民健康保険の国庫

補助金の負担引き下げを提案することにしたのか、明確な御答弁をお願いいたします。（拍手）

今回の改正案において、政府は、国庫負担の見直しが補助金改革であり、財源とともに権限も移譲したと説明されていますが、実際には、都道府県は、七％の財政調整交付金と保険基盤安定制度の財源の四分の三に該当する予算を確保することが義務づけられており、移譲された財源について自治体の裁量の余地がない仕組みになっています。

また、都道府県が市町村間の財政調整を行うことになっていますが、新たに導入される都道府県財政調整交付金の市町村への配分について、国と地方の合意のもとにガイドラインが作成されるのかどうか、また、配分に当たって都道府県にどの程度の権限が付与されるのか、現時点では全く明らかにされていません。さらに、市町村国保の財政が逼迫している状況下では、配分する際の弾力的運用は、現実的に困難な実態にあると言わざるを得ません。

したがって、国から地方に移譲される財政調整機能という権限そのものが三位一体改革の趣旨に合致しているとはいいがたく、三位一体改革だから都道府県もその一翼を担え、財源を与えるから都道府県内の財政調整を行えと言つても、それは

単に、都道府県の仕事をふやすだけのものではないとあります。仮にも、都道府県がみずからの裁量によって医療費抑制に知恵を絞った結果、今度は逆に国からの財政調整交付金が減額されるようなことにもなれば、結局、これまで国が行ってきた財政調整をそのまま継承する以外にとるべき方策がなくなってしまう。

先ほど山花議員も指摘しましたように、今回の提案は、都道府県に何ら権限を移譲しているわけでもなく、むしろ過重な課題を押しつけ、裁量の余地のない財源を渡し、国が補助金削減をしたという成果を声高に宣伝するだけのものであり、真の三位一体改革とはほど遠いものと言わざるを得ません。(拍手)

都道府県財政調整交付金の配分方法について、政府は具体的にどのような指針を示すのか、また、その指針以外のことを行った場合に、国の財政調整交付金の配分が影響を受けないのか、厚生労働大臣、明確にお答えください。

また、このような中身が本日に三位一体改革と言えるのか、総理の御答弁をお願いいたします。

次に、国民健康保険改革との関連についてお尋ねをいたします。

確かに、これまで都道府県は、国民健康保険の運営に関与してきませんでした。国民健康保険の財政に無関心であった都道府県に自覚と責任を持たせ、財政の健全化に寄与させたいというのが政府の説明です。

しかし、中途半端に補助金の一部を負担させることがどのように国民健康保険の改革につながるのかは、いまだ明確な説明がされているとは思えません。都道府県の担当者からは、社会保障審議会医療保険部会で肅々と審議が進められているさなかに、一体なぜという驚きと疑問の声すら上がっています。

国民健康保険制度の安定的な運営のために保険運営の広域化を図るという観点からしても、今回の都道府県の負担導入が、将来的に保険者を市町

村から都道府県に移そうとしているのか、それとも市町村に都道府県レベルで連合体をつくらせようとしているのか、全く明らかにされていません。

国民健康保険の改革は、今後どのような方向性を持つて進めていくつもりなのか、厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

来年の通常国会には、医療保険制度の改革が予定されています。

厚生労働省は、先月、社会保障審議会において、組織論を含めた政管健保の改革案を示し、検討に入りました。その一方で、国民健康保険は、都道府県に補助金の一部を担わせることに着手しようとしているわけです。

政府は、医療保険制度を今後どのように改革しようとしているのか。全体のビジョンを示さないままに制度を手直ししていく、まさに昨年の年金議論と同様に、持続性、信頼性、透明性を無視した継ぎはぎの改正を繰り返すことになっていくのではないのでしょうか。

今回の国民健康保険法の一部改正と来年に予定される医療保険制度改革の関連について、どのような関係にあるのか、厚生労働大臣にお尋ねいたします。

また、都道府県に国民健康保険制度への関与を求めるとするならば、今後さらに、国庫補助負担金等を削減し、都道府県にその負担を求めていくこと、国と都道府県の関与の度合いを逆転させることもあり得るのかをお答えください。

次に、年金国庫負担二分の一への引き上げについてお尋ねをいたします。

何と、今年度から始まった年金課税の強化と、今回の税制改正で政府が行おうとしている定率減税の縮減によって、年金国庫負担二分の一への引き上げに関する来年度の道筋が示されました。しかし、定率減税縮減の論議の帰結は当然確定していません。さらに、来年度以降どのように基礎年金国庫負担を引き上げるのかは、来年の法改正を

待たなければならず、平成十九年以降の方針を知手がかりは、平成十六年度与党税制改革大綱にしか示されておられません。つまり、「平成十九年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。」というものであります。

素直に読めば、消費税を含んだ税制改正によって財源を確保し、基礎年金国庫負担の財源にするということですが、総理は、消費税引き上げの議論はしてもよいが、在任中は引き上げる気はないという主張を繰り返しており、財源確保のための議論に実質的に待ったをかけた状態にあります。

さらに総理は、年金制度は昨年の改革によって持続性を持ったと発言されていますが、これはほとんどない誤りであり、六年前に約束された基礎年金国庫負担引き上げについてすら、いまだに財源を確保しているわけではなく、基礎年金の国庫負担引き上げの約束はあるが、財源の手当ては今後にゆだねる、そのような状態にある年金制度がどうして本当に持続性を持った制度と言えるのでしょうか。(拍手)

国庫負担引き上げはとにかく約束したのだから、毎年毎年、何とか財源を割り当てるというのでは、余りにも無責任過ぎます。年金制度は、将来の生活を支える重要な制度であり、そのことは今さら言うまでもないことです。

国民が共通して加入する基礎年金給付の原資を明らかにすることは、年金制度の信頼の第一歩に直結します。基礎年金国庫負担割合の引き上げについて、小泉総理みずから、今後の方針を明確にお示しください。

以上、お尋ねをしてみました。が、本法案を通して言えることは、三位一体改革とは何なのかということであり、今、多くの国民の皆さんは、総理が説明責任を果たしていないと感じておられます。この三位一体改革においてもしかりで

す。三位一体改革という言葉だけで、何ら地方分権改革を行う気概もないというのであれば、総理、直ちにおやめいただきたい。そのことを強く申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 藤田議員にお答えいたします。

法案の一括化でございますが、平成十七年度において基礎年金国庫負担を引き上げる措置や、国民健康保険制度等において補助負担率を引き下げ、一方、税源移譲を行うという措置は、いずれも、平成十七年度における国、地方を通じた税制・財政改革の中で、社会保障分野全体における国の負担のあり方を見直す一環として行うものであることから、これらを一括した法案として提案しているところであり、適切なものと考えております。

国民健康保険における都道府県負担の導入でございますが、国民健康保険の都道府県負担については、新たに都道府県財政調整交付金を創設し、都道府県がみずからの権限と裁量により、国保財政の安定化のために市町村へ交付金を配分することができるようにしたものであり、地方にできることは地方という理念のもと、地方の権限、責任を拡大するという三位一体改革の理念に沿うものと考えております。

基礎年金国庫負担割合の引き上げでございますが、昨年の年金改正において、平成二十一年度までに国庫負担割合を二分の一に引き上げるとの道筋を法律上明確に定めたところであります。

今回の法律案では、平成十七年度において、定率減税の見直しによる増収分の一定額を国庫負担に充てることとしておりますが、今後とも、与党税制改正大綱を踏まえ、個人所得課税、消費税を中心に税制の見直しを行う中で、安定した財源を確保しつつ、国庫負担割合の二分の一への引き上げを着実に実現してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇)

○国務大臣尾辻秀久君 地方六団体系の反映状況についてのお尋ねがありました。

昨年八月の地方六団体系では、厚生労働省関係につきましては、四十七項目、約九千四百億円の提案がありました。これに対し、厚生労働省としては、十三項目、約八百五十億円の税源移譲を行うこととしており、本法案で対応したものは四項目、約五百九十億円です。

このほか、地方の自主性、自立性を高める観点から、十七年度及び十八年度において、地方六団体系のうち二十三項目、約三千百億円の交付金化等を措置するとともに、国民健康保険関係約六千八百五十億円の税源移譲を実施することとしております。

次に、地方案との関係についてお尋ねがありました。社会保障制度につきましては、国と地方のいずれか一方のみがすべての責任を担うのではなく、重層的に連携して取り組むことが重要ですが、地方六団体の提案のとおり補助金を廃止することは、一定水準のサービスを地域格差なく保障するという国の責任が果たせなくなるなどの問題があったことから、受け入れられなかったものであります。

一方、地方分権を推進し、国と地方の適切な役割分担のもと、必要な社会保障の確保を図っていくことも必要であり、地方六団体の提案を真摯に受けとめ、議論を重ねた結果、地方の裁量を拡大するための今回の改革を提案したものであります。

国保制度においては、保険運営の広域化を通じて財政の安定化と医療費の適正化を進め、国保の基盤、体力を強化するため、確実な財政措置が講じられる三位一体改革の中で、都道府県に市町村間の財政を調整する権限の一部を移譲

し、都道府県の役割の強化を図ることとしたものであります。

次に、国保の都道府県調整交付金の配分についてお尋ねがありました。

都道府県調整交付金の配分方法につきましては、各都道府県が、県内市町村の意見を十分に踏まえつつ、条例で自主的かつ主体的に決定していただくものであります。

厚生労働省としては、地方団体と関係省庁との間で検討の場を設けた上で配分のガイドラインを作成する予定であり、都道府県がこれと異なる配分を行ったとしても、そのことをもって直ちに国の調整交付金の配分に影響を与えるものではありません。

国民健康保険改革の今後の進め方についてお尋ねがありました。

国保を含めた保険者の再編統合につきましては、一昨年に閣議決定されました基本方針において、都道府県単位を軸とした保険運営を目指すこととされており、市町村国保につきましては、今後さらに、当面は二次医療圏の区域を基本とし、都道府県内の医療費格差が大きくないなどの状況であれば、都道府県を単位に再編統合を行うことが適当であると考えております。

また、都道府県には、今回新たに負担していたく財政調整交付金等を通じて、医療費の適正化や保険料平準化を促進し、保険運営の広域化を推進するとともに、医療費の適正化に向けて取り組むための計画を策定するなど、基本方針を踏まえ、国保制度に関し、従来以上に重要な役割を果たしていただきたいと考えております。

さらに、今回の国保法の改正と医療保険制度改革の関連についてもお尋ねがありました。

今回の国保改革は、医療保険制度改革の具体化に向けた第一歩と考えており、今後、国保、政管、健保組合を通じて、都道府県単位を軸とした保険者の再編統合、都道府県が中心となった地域における医療費の適正化などを図ることにより、

保険者、特に地域保険の基盤、体力を強化し、医療保険制度改革全体の具体的内容について成案を得てまいりたいと考えております。

また、国保制度における財政のあり方、国や都道府県の役割等については、引き続き検討してまいります。(拍手)

○副議長(中野寛成君) 榊屋敬悟君。

(榊屋敬悟君登壇)

○榊屋敬悟君 公明党の榊屋敬悟でございます。党を代表いたしまして、ただいま議題となりました補助金の整理及び合理化に伴うさまざまな関係法律の改正案について質問をしたいと思います。(拍手)

五人目のバッターでありますから重複があるかもしれませんが、重複を恐れずに聞いていきたいと思っております。

さて、国庫補助負担金の改革につきましては、今日まで分権改革とともに整理合理化の方向で取り組まれてまいりましたが、決して容易な作業ではありませんでした。

平成十二年四月から施行されました地方分権一括法では、従来の機関委任事務が廃止され、国と地方の事務事業が明確にされましたものの、国と地方の税財源についてまで大きな改革の手を入れることができなかったものであります。その後、地方分権推進計画に沿って国庫負担金や補助金の整理合理化が進められてきたところでありますが、残念ながら、今日まで、負担金と補助金の区別も判断としない状況が続いてきたわけであります。

こうした中で、平成十四年、小泉改革の一つとして三位一体の改革が掲げられたわけであります。国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、内閣総理大臣の主導のもと、各大臣が責任を持って検討し、国庫補助負担事業を廃止・縮減するとの骨太二〇〇二の宣言は、交付税改革、そして税源移譲とともに、いわゆる三位一体の改革として全国に大きな衝撃を与えたのであ

ります。

自來、骨太二〇〇三では四兆円との規模が明らかにされ、大変困難は伴いましたが、昨年末には地方団体との協議も経て、政府・与党において改革の全体像が合意されたわけであります。

ただいまその姿を振り返ってみますと、平成十五年度から平成十八年度までの期間における国庫補助負担金の改革規模は四兆四千億円となつていくわけであり、同時にスリム化や交付金化などの改革も行われているわけであります。

小泉総理、いま十八年度へ向けての改革作業は残されてはおりますが、全体として見たときに、私は、総理は郵政民営化へかける情熱と同じように、いや、それ以上の思いでこの三位一体の改革に取り組んでこられたと信じておりますが、総理の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

特に、改革の作業の中で地方団体の意見を求めたということは、そして地方団体が意見をまとめたということは、国と地方の関係ではまさにエポックメイキングであったと思いますが、あわせて御所見を伺いたいと思っております。

さて、その地方の意見でもありましたように、改革は平成十八年度以降も続けていかなければなりません。本年度予算を見ても、二十兆円を超える国庫補助負担金が横たわっているわけであります。十八年度分も含め、今後の削減、縮小についてどのように取り組むかが大事であります。

このたびの作業では、勢い、義務教育の国庫負担金をどうするか、あるいは国保の負担金をどうするか問題となりましたが、個別の補助負担金を議論する前に、改めて国と地方の役割分担を明確にする必要があると考えます。

国の役割としては、ナショナルミニマムの実現は当然といたしまして、例えば、全国的規模で統一して新しい施策を実施するとき、または国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施するとき、国が責任を持ってその実現

を図らなければならない、その場合の国庫補助負担金は認めるであるとか、あるいは国民の生命、健康、文化などを守るために必要な施策で採算性や効率性を超えて行う必要がある場合、その部分については国庫補助負担金を認めるというような新しいルールが必要だと考えます。

また、各省や事務事業ごとの縦割りの議論ではなくて、各分野においてその同化、定着の程度や、地方の裁量度を高め自主性を拡大する程度などによって段階的に地方に移譲する、いわゆる横切り方式なども検討されるべきであると考えます。もちろん、公共事業についても例外にすることはできないと考えますが、あわせて総理の御所見をお伺いしたいと思います。(拍手)

さて、関連三法案によって、義務教育費国庫負担金の暫定的減額や国民健康保険における都道府県負担の導入、養護老人ホームの措置費や一歳半健診、三歳児健診に係る費用などの国の負担の廃止、農業近代化利子補給金などの廃止が行われるわけであります。こうした措置に対応したきめ細かな地方交付税による対策が必要でありますが、その取り組みについて総務大臣にお伺いしたいと思います。

地方団体の皆さんは、義務教育費に対応いたします税源移譲予定特例交付金あるいは国保に対応する所得譲与税の配分がどのように行われるのか、強い懸念を感じているのであります。

また、今回の改革の姿を、地方団体の現場における実態としてお示しをいただきたいと思えます。例えば、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して学用品や通学費、学校給食費などを市町村が援助する経費に係る補助について、要保護児童を除き、このたびは準要保護児童の補助金は廃止されるわけでありますが、国費ベースで百三十四億円の改革であります。これは全国で何人の児童が対象となっているのか、文部科学大臣にお示しをいただきたい。

また、法律事項ではありませんが、予算補助の

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案外二案についての趣旨説明に対する榎屋敬悟君の質疑

部分でも地方にとつては大きな改革がなされております。高齢者福祉の分野における在宅福祉事業補助金では国費ベースで百二十五億円が廃止されますが、この中には緊急通報体制の整備事業も含まれております。いざというときにお年寄りの皆さんが消防本部などへ緊急通報するということが知られている事業であります。虚弱な単身高齢者のセーフティネットとして全国的に実施されている事業であります。廃止される緊急通報体制等整備事業について、昨年度の事業費総額と実施市町村数を厚生労働大臣にお示しいただきたいのであります。

昨年末の政府・与党の合意文書では、「補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する」、先ほども出ておりましたけれども、とされているところでありますが、両大臣にはこの点も含めてお答えをいただきたいと思えます。

国庫補助負担金改革の議論は、義務教育費国庫負担金についても、そして生活保護についても、本年秋までが大きな山であります。るる申し上げたような当面の諸問題があることを指摘しておきたいと思えます。また、交付金化された補助金について、真に地方の自主性、裁量性が高められるものとして執行されることを強く希望したいと思えます。仮にも地方団体から、これでは補助金と同じではないか、いや、補助金以上だという、こうした批判があつてはならないと考えますが、このたびの改革による交付金の執行について、総理の御所見を伺っておきたいと思えます。

厚生労働大臣にはさらにお尋ねいたします。今回新たに導入された、国民健康保険における市町村間の財政調整を行うための都道府県負担についてであります。

地方の改革案にないものであつただけに、都道府県にとつては困惑が隠せないものがありまして。平成十五年三月に閣議決定されました医療保

険制度改革に関する基本方針では、既に、保険運営の広域化、医療費の適正化、財政調整交付金の配分方法の見直し、都道府県の役割の強化という方針が明らかにはされていきましたが、社会保障制度全体の改革スケジュールからすると、医療保険制度の抜本改革はまさにこれからだというときでありますから、地方団体からすると結論の先取りではないかとの声になるわけであります。

今後の医療改革を考えると、地方団体との信頼関係を確保することが大変に重要であると申し上げたいのであります。マスコミもさまざまに報道しておりますが、今回の改革の必要性和今後の検討の方向性を改めてお尋ねしたいと思います。

国庫補助負担金の改革は、霞が関においてはみんな賛成であります。しかしながら、実行の段階になりますと、なぜか、まことに困難な作業となるわけであります。公明党はこれからも粘り強くこの課題に挑戦していくことをお誓い申し上げます。質問とさせていただきます。

（拍手）

（内閣総理大臣小泉純一郎君登壇）
○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 榎屋議員にお答えいたします。

今回の改革について、高い評価と激励をいただきました。ありがとうございます。

三位一体の改革といいますが、今まで、地方の自主性を高めようということに対して、総論は賛成であります。しかし、補助金改革一つとっても難しい、税源移譲も難しい、地方交付税改革も難しい。ならば一緒に、難しい問題を一緒にやろうというのが三位一体の改革であります。

こういうことにつまみましては、国の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大する地方分権を、今回大きな足がかりができたと思ひまして、着実に進んできたと思ひます。なお一層推進するため、これからも、国、地方を通じて行政のスリム化を推進し、皆さんの御協力を得ながら、この改革をさらに前進させたいと思ひております。

地方団体との協議についてでございます。

十七年度からの補助金改革を進めるに当たり、補助金の実態に通じた地方団体に改革案の提示をお願いいたしました。地方団体、四十七都道府県、それぞれ賛否両論ある。困難な議論を重ねた上で、苦労した上でまとめたものであります。

その地方案を真摯に受けとめて、今回、政府・与党において取りまとめたものであります。その内容についても、地方から一定の評価をいただいているものと考えております。

義務教育費国庫負担金の取り扱いなど残された課題についても、国と地方の協議の場などを通じて、地方の要望を十分踏まえながら検討を進め、本年中に結論を出してまいります。

国庫補助負担金改革でございますが、地方分権の主体である地方からの提案を真摯に受けとめつつ、公共事業も含め、個々の事務事業について、国が責任を持つてやるべきものは何か、地方にどの程度定着しているものかといった観点から、国と地方の役割分担を見直すことにより推進していくところであります。

今後、残された課題についても、御指摘のような観点を踏まえつつ、地方とも議論を重ねた上で改革を推進してまいります。

交付金の執行でございますが、平成十七年度予算における補助金改革の一環として措置される交付金については、事業執行の円滑化や事務負担の軽減を求める地方からの声を真摯に受けとめつつ、できるだけ客観的なチェック項目を用いた事業計画全体の評価によって交付金を配分する、申請窓口を一本化した省庁横断的な交付金を設けるなど、地方の使い勝手を格段に向上させるものとなっております。

今後、地方が独自性を生かした取り組みを推進できるよう、積極的な情報提供などを行い、交付金の一層の活性化に努めてまいります。残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。（拍手）

(國務大臣中山成彬君登壇)

○國務大臣(中山成彬君) お答えいたします。

要保護児童生徒援助費補助金についてのお尋ねでございます。
学校教育法におきましては、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとされており、

国としても、義務教育の円滑な実施を図る観点から、就学援助法等に基づき、市町村に対して予算の範囲内で補助を行ってきたところであり、平成十五年度の要保護児童生徒数は約百十三万人となっております。

なお、今回の三位一体の改革により、要保護児童生徒に対する援助については国庫補助を廃止することとなりました。これを含め、国庫補助を廃止する事業に伴う財源については、所得譲与税として税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されることとなっております。今後は、各地方公共団体において、地域の実情に応じ適切に実施されるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣尾辻秀久君登壇)

○國務大臣(尾辻秀久君) 緊急通報体制等整備事業についてのお尋ねがありました。

平成十六年度の緊急通報体制等整備事業は、事業費ベースでおおむね百億円であり、全市町村の約九割の二千七百六十一市町村で実施されているところであります。

本事業につきましては、補助金の廃止、一般財源化という地方自治体の意見や、既に同化、定着しているという状況を踏まえ、平成十七年度予算において、廃止し、税源移譲を行うこととしており、今後は、各市町村において一般財源を用い、地域の実情に応じ適切に取り組まれるものと考えています。

国保の都道府県負担の導入についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度におきましては、保険運営の広域化を通じた財政の安定化と医療費の適正化を進め、国保の基盤、体力を強化する必要があります。

そのためには、都道府県の主体的な取り組みが必要であり、都道府県に市町村間の財政を調整する権限の一部を移譲することにより、都道府県の役割の強化を図ることとしたところであります。

今回の改革は医療保険制度改革の第一歩と認識しており、今後、都道府県単位の保険運営や医療費の適正化を図ることにより、保険者、特に地域保険の基盤、体力を強化し、医療保険制度改革全体の具体的内容について成案を得てまいりたいと考えております。(拍手)

(國務大臣麻生太郎君登壇)

○國務大臣(麻生太郎君) 国庫補助負担金改革に係る財源措置についてのお尋ねがあつております。

まず、所得譲与税は人口を基準としてさせていただきます。また、義務教育費国庫負担金の暫定的減額に伴います税源移譲予定特例交付金につきましては、教職員給与費を基準として配分をするというようにいたしております。

国庫補助負担金の一般財源化などに係る金額は、これら所得譲与税などで全額措置をした上で、地方交付税におきましてきめ細かく手当てをするにより、これらの事務事業の円滑な執行に必要となります財源を適切に確保することといたしております。(拍手)

○副議長(中野寛成君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私、日本共産党を代表して、三位一体改革関連三法案について質問いたします。(拍手)

三位一体の改革と言われるものは、国と地方の税財源のあり方の見直しとして始まったもので、これに地方が一定の期待を寄せたのは、国のひもつき補助金を減らして税源を地方に移譲することで、地方自治体の自主性が高まるのではないかと期待してありました。しかし、実際には、

国庫補助負担金削減と地方交付税の削減と、不十分な税源移譲しか行わないことで、自治体財政を圧迫し、住民サービスを脅かしています。

二〇〇五年度の地方交付税総額は、二〇〇四年度に配分するべき一兆円を繰り入れたことで、ほぼ前年同額に維持したという形にはなっています。大幅削減で予算が組めない地方から悲鳴が上がった水準のままであります。多くの自治体が予算編成に苦しみ、住民サービスが後退した事態が改善されたわけではありません。総理は、こういう現実を認識しておられるのか、答弁を求めます。

国庫補助負担金と税源移譲の問題です。国庫補助負担金の廃止・縮減は、二〇〇四年度の一兆円に加えて、二〇〇五年、六年度で三兆円程度、合わせて四兆円とされました。一方、これに見合う税源移譲は、二〇〇四年度の実施分を含めて、おおむね三兆円規模を目指すと言われていたが、ここには一兆円のギャップがあるのではありませんか。

今後、約一兆二千億円の国庫補助負担金の廃止・縮減が予定されていますが、全額が税源移譲されたとしても、国庫補助負担金の縮減は約四兆五千億円、税源移譲は三兆円ですから、国から地方への支出の削減は、一兆五千億円になるのではありませんか。

国庫補助負担金の削減額に比べて税源移譲の額が少ない上に、地方交付税の削減では、国の地方への支出が削減されただけで、地方財源は減収となるのではありませんか。これでどうして地方財源の自主性、自立性の強化につながるのか、明らかにしていただきたいと思いますが、

税源移譲で自治体の自主性を高めるとすれば、まず、公共事業関係の補助金にメスを入れるべきであります。ところが、税源移譲の対象となった大きなものは、義務教育や国民健康保険の負担金です。これらは、地方自治体にとっては義務的経費であり、自治体が裁量を発揮できる余地の少ないものです。なぜ、公共事業関係の補助金の税源移譲には手をつけなかったのですか。

総理は、国の補助金の削減、国から地方への税源移譲、地方の歳入の合理化とあわせて地方交付税の見直し、この三つを同時に進めると言いますが、三つ同時というのは、補助金、税源、交付税のそれぞれの額が一体として並行して進めるということではないのですか。答弁を求めます。

次に、義務教育費国庫負担制度について質問します。

この制度は、憲法二十六条と教育基本法の掲げる教育機会の均等及び義務教育無償の原則を実現するため、教職員の給与費のみならず、旅費、教材費、児童手当などを国庫負担の対象としてきたものです。

ところが、三位一体改革のもとで削減を重ね、残りは給与費本体のみとなっております。旅費及び教材費は八年度に一般財源化されましたが、その結果、教材費の予算措置率は、今では八六％台にまで落ち込んでいます。三〇％、四〇％台にまで落ち込んでいます。

文部科学省の試算では、義務教育費国庫負担制度を廃止し、全額税源移譲した場合、四十道府県で税源移譲額が補助金額を下回るという結果が出ているではありませんか。

一般財源化された場合、本来、その格差を調整するのが地方交付税の役割ですが、その交付税を中期地方財政ビジョンで今後大幅に削減するとしています。そうすると、自主財源の乏しい地方ほど財源確保が困難になり、教育の機会均等は著しく困難になることは明瞭ではありませんか。答弁を求めます。

就学援助費の補助廃止、地方移譲について質問します。

長引く不況の影響で、要保護や準要保護の児童生徒数は五年間で四十八万人もふえています。今、国が予算をふやし手厚い措置をとらなければならぬときに、あべこべに就学援助の九割を占める準要保護児童生徒に対する国の補助金を廃止するということは、国の責任放棄ではありませんか。

義務教育費国庫負担にしても就学援助にしても、今政府の行おうとしているのは、公教育からの財政的撤退の道であり、憲法二十六条の義務教育無償の原則を投げ捨て、教育の機会均等の保障を放棄する道ではありませんか。総理の見解を求めます。(拍手)

第三に、国民健康保険の問題です。

国保加入者の所得に対して保険料が高過ぎるため、滞納世帯は全体の二割近い四百六十一万世帯、保険証取り上げ世帯は三千万世帯に上り、国民健康保険財政も国民の健康も危機的状況にあります。今回、給付費の国負担分の一部にかえて新たに都道府県負担を導入しますが、これは国保財政の危機的状況の打開につながるものと考えているのですか。はっきり答えていただきたい。

事態の抜本的打開のためには、公費負担の拡大こそ必要です。政府は、この間、国庫負担率を大幅に引き下げ、国の責任を後退させてきました。国保収入に占める国庫支出金の割合は四九・八%から三五・四%に引き下げられる一方、住民一人当たりの国保料は二倍にふえています。国庫負担割合の計画的引き上げこそ、今必要なことではありませんか。

さらに、介護施設整備補助金を交付金化する問題についてであります。

二〇〇五年度の交付金予算額は八百六十六億円で、前年度のこの補助金九百三十一億円から六十五億円も削減されます。高齢者が増加し、特別養護老人ホームの待機者が三十四万人にも上るなど、地域で安心して生活するための施設整備がますます求められている中で、国が予算を削減しながら地方の責任で整備をというのは、高齢者介護を保障する国の責任を放棄するものではありませんか。

また、市町村、都道府県が策定した計画に基づいて交付するようにしていますが、交付の要件は、国が定める基本方針に照らし適当なときとなっています。これでは、国が全国一律の基準を示して自治体を縛るという従来の方法と変わらないではありませんか。

交付金化によって、地方の自由度は具体的にどのように増すことになるのか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、農業近代化資金助成法に関連して質問します。

農業補助金や漁業補助金は、農地面積や海岸線の長さ按比例して投入されるという性質を持っているため、農山漁村に厚く配分されます。ところが、この補助金廃止で、所得補償と税となると、所得補償と税は人口に応じた配分ですから、その財源は人口の多い都市部に集中し、農山漁村の自治体との歳入格差はますます拡大します。最終的に、地方税として移譲されることになったとしても、この傾向は同じです。

本来、全国どの自治体に住んでも、すべての住民に健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障するというのが憲法二十五条の立場です。国と自治体には、住民の権利を保障するための必要な事業やサービスの提供や、社会的な平等の実現を図る義務があります。そうした自治体の責務を財政的に保障するのが、財源保障と財源調整の二つの機能をあわせ持つ地方交付税であります。

地方交付税の役割は、今後、税源移譲が進めばますます重要となります。税源移譲に伴う自治体間の格差は正をどう調整するのか、また、地方交付税の必要な総額をどう確保するのか、総務大臣の明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉井議員にお答えいたします。

地方交付税の規模についてでございます。地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、縮小する一方、地域間の財政力格差を調整し、一定水準の行政を確保する機能は今後も必要としております。

こうした点を踏まえつつ、平成十七年度予算においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の規模を確保したものと考えております。引き続き、地方公共団体を初め関係者の意見も十分踏まえながら、交付税改革に取り組んでまいります。

国庫補助負担金の改革、税源移譲等についてでございます。

十七年度については、地方分権の主体である地

方からの提案を真摯に受けとめた上で、裁量的であるか義務的であるかを問わず、公共事業も含め、個々の事務事業を見直し、一兆七千億円の補助金の廃止・縮減等を行うとともに、公共事業関係の補助金については、省庁を越えた一本化による交付金化の取り組みなどを行うこととしたところであります。

また、廃止する補助金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施するものについては、一兆一千億円の税源を移譲し、必要な財源を確保すると同時に、地方自治体の安定的な財政運営に必要な交付税を確保することとしました。

これらの措置により、地方自治体の裁量性を高めることにつながる改革が実現できたと考えており、地方からも一定の評価をいただいていると考えております。

教育関係の国庫補助負担金の見直しでございますが、義務教育費国庫負担金の取り扱いについては、教育の機会均等など義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するとの方針のもと、費用負担に関する地方案を生かす方策と教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について幅広く検討し、今年中に結論を出すこととしております。

また、就学援助費に関しては、国と地方の役割分担の見直しにより地方が行うこととした事業の実施のための財源については、税源移譲により手当てを行ったところであります。

なお、三位一体の改革においては、補助金を廃止し税源移譲を行う場合であっても、個人住民税の税率をフラット化することなどにより税源分布の偏りを緩和するとともに、地方交付税の財政調

整機能によって地域間の財政力格差に対応する考えであります。

国民健康保険の負担のあり方でございますが、国民健康保険の都道府県負担の導入については、国保制度の基盤、体力の強化を通じて、国保制度の安定化に役立つものと考えております。

今回の改革により、国庫負担の割合は現行の五〇％から四三％に引き下げとなりますが、国及び都道府県を含めた国保に対する公費負担の割合は、従来どおり、給付費等の五〇％を維持することとしております。

一方で、御指摘のように、公費負担割合をさらに引き上げるとは、国民健康保険制度が保険制度であることを踏まえれば、困難であると考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣中山成彬君登壇)

○国務大臣(中山成彬君) 準要保護児童生徒に対する国の補助金の廃止は、国の責任放棄ではないかとお尋ねでございます。

今回、三位一体の改革により、準要保護児童生徒に対する援助については国の補助を廃止することとなりました。これに伴う財源については、所得譲与税として税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されることとなっております。今後とも、市町村において必要な就学援助が実施されるものと考えております。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇)

○国務大臣(尾辻秀久君) 地域介護・福祉空間整

備等交付金についてのお尋ねがありました。

厚生労働省といたしましては、今回、本交付金を創設することで、全国的な状況を勘案しつつ、整備がおくれている地域を重点的に支援することにより、バランスのとれた整備が可能となること

と、交付された交付金の範囲内で、地域の実情に応じて、事業者への助成の程度を変更したり整備量をふやすなど、自治体の自主性、裁量を発揮できる仕組みとしたことから、限られた予算の中でも、効率的に介護施設の整備を進めることが可能になるものと考えております。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 今後の交付税の役割についてのお尋ねがあつております。

我が国は、国が、法令基準の設定などを通じて、地方団体に一定の行政水準を求める仕組みになつておりますので、御存じのとおりなんですが、一方で、地域間に大きな税源の偏在が存在していることも確かであります。

このため、地方団体が標準的な行政水準を維持するのに必要な財源を確保して、財政力格差を調整する地方交付税制度というものは、今後とも必要不可欠と思つております。

あわせて、税源移譲に伴います財政力格差の拡大に対して適切に対応していく必要があるため、地方団体の安定的な財政運営というもののに必要な交付税の総額を確保する必要があると考えております。(拍手)

○副議長(中野寛成君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(中野寛成君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生太郎君
財務大臣	谷垣禎一君
文部科学大臣	中山成彬君
厚生労働大臣	尾辻秀久君
農林水産大臣	島村宜伸君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	杉浦正健君
文部科学副大臣	塩谷立君
厚生労働副大臣	西博義君
農林水産副大臣	岩永峯一君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十五日、内閣を経由して総務大臣麻生太郎君から、次の報告書を受領した。
放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十五年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書
一、去る十五日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十四年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

(理事補欠選任)

一、去る十八日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 吉野 正芳君(理事西田猛君去る十日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

辞任	補欠
岡本 芳郎君	栗梨 康弘君
栗梨 康弘君	岡本 芳郎君

辞任

補欠

石原 伸晃君	奥野 信亮君
大島 理森君	北川 知克君
河村 建夫君	竹本 直一君
小泉 龍司君	菅原 一秀君
津島 雄二君	津島 恭二君
福田 康夫君	佐藤 鍊君
村井 仁君	岡本 芳郎君
吉良 州司君	吉田 治君
篠原 孝君	松本 謙公君
辻 恵君	下条 みつ君
中井 治君	小宮山泰子君
永田 寿康君	古本伸一郎君
樋高 剛君	橋本 清仁君
佐々木憲昭君	石井 郁子君
照屋 寛徳君	阿部 知子君
竹本 直一君	川上 義博君
下条 みつ君	稲見 哲男君
岡本 芳郎君	村井 仁君
奥野 信亮君	石原 伸晃君
川上 義博君	河村 建夫君
北川 知克君	大島 理森君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

大前 繁雄君
山際大志郎君

山際大志郎君
大前 繁雄君

西村 康稔君
鈴木 淳司君

鈴木 淳司君
西村 康稔君

内山 晃君
長安 豊君

松崎 公昭君
松木 謙公君

佐藤 鍊君
松木 謙公君

鈴木 淳司君
岡島 一正君

松崎 公昭君
平岡 秀夫君

平岡 秀夫君
小宮山泰子君

小宮山泰子君
下条 みつ君

下条 みつ君
松野 頼久君

城内 実君
鈴木 淳司君

尾身 幸次君
津島 雄二君

谷 公一君
寺田 稔君

河村 建夫君
小泉 龍司君

西村 康稔君
保坂 武君

西川 京子君
二田 孝治君

御法川信英君
岡島 一正君

辻 惠君
津川 祥吾君

馬淵 澄夫君
松野 頼久君

篠原 孝君
岩國 哲人君

室井 邦彦君
高橋千鶴子君

佐々木憲昭君
照屋 寛徳君

山本喜代宏君
一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

照屋 寛徳君

財務金融委員

辞任

補欠

小泉 龍司君
田中 和徳君

菅原 一秀君
御法川信英君

山下 貴史君
柴山 昌彦君

柴山 昌彦君
山下 貴史君

菅原 一秀君
御法川信英君

小泉 龍司君
田中 和徳君

経済産業委員

辞任

補欠

西銘恒三郎君
森 英介君

中山 泰秀君
鈴木 恒夫君

佐藤 公治君
鈴木 恒夫君

樋高 剛君
森 英介君

中山 泰秀君
樋高 剛君

西銘恒三郎君
佐藤 公治君

環境委員

辞任

補欠

大前 繁雄君
船田 元君

奥野 信亮君
土屋 品子君

長浜 博行君
奥野 信亮君

中川 正春君
大前 繁雄君

土屋 品子君
中川 正春君

船田 元君
長浜 博行君

予算委員

辞任

補欠

尾身 幸次君
小泉 龍司君

萩生田光一君
谷川 弥一君

津島 雄二君
福田 康夫君

川上 義博君
宮下 一郎君

森田 一君
生方 幸夫君

佐藤 勉君
大谷 信盛君

吉良 州司君
辻 惠君

中山 義活君
本多 平直君

長妻 昭君
坂口 一博君

村越 祐民君
城井 崇君

坂口 力君
田端 正広君

福島 豊君
古屋 範子君

佐々木憲昭君
照屋 寛徳君

吉井 英勝君
阿部 知子君

照屋 寛徳君
川上 義博君

保坂 武君
早川 忠孝君

谷川 弥一君
萩生田光一君

西村 明宏君
大島 敦君

中山 義活君
村越 祐民君

古本伸一郎君
奥野 信亮君

西村 明宏君
奥野 信亮君

尾身 幸次君
森田 一君

奥野 信亮君
佐藤 勉君

小泉 龍司君
津島 雄二君

早川 忠孝君
保坂 武君

福田 康夫君
吉良 州司君

宮下 一郎君
大島 敦君

生方 幸夫君
原口 一博君

大谷 信盛君
城井 崇君

長妻 昭君
辻 惠君

古本伸一郎君
本多 平直君

坂口 力君
田端 正広君

福島 豊君
古屋 範子君

佐々木憲昭君
照屋 寛徳君

吉井 英勝君
阿部 知子君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

伊吹 文明君

江藤 拓君

尾身 幸次君
小泉 龍司君

宮下 一郎君
鈴木 淳司君

玉沢徳一郎君
西川 京子君

加藤 勝信君
石崎 岳君

萩野 浩基君
福田 康夫君

菅原 一秀君
長勢 甚遠君

二田 孝治君
村井 仁君

寺田 稔君
津島 恭一君

岩國 哲人君
篠原 孝君

古本伸一郎君
内山 晃君

辻 惠君
中井 治君

小宮山泰子君
加藤 尚彦君

永田 寿康君
原口 一博君

松木 謙公君
古川 元久君

坂口 力君
佐々木憲昭君

福島 豊君
穀田 恵二君

照屋 寛徳君
江藤 拓君

阿部 知子君
谷 公一君

鈴木 淳司君
津島 恭一君

宇野 治君
岡本 芳郎君

寺田 稔君
長勢 甚遠君

福井 照君
西村 康稔君

加藤 尚彦君
古本伸一郎君

島田 久君
中根 康浩君

西村 康稔君
石崎 岳君

御法川信英君
西川 京子君

宇野 治君
岡本 芳郎君

小泉 龍司君
村井 仁君

加藤 勝信君
菅原 一秀君

玉沢徳一郎君
萩野 浩基君

谷 公一君
福井 照君

伊吹 文明君
二田 孝治君

官 報 (号 外)

御法川信英君 福田 康夫君 宮下 一郎君 尾身 幸次君 内山 晃君 篠原 孝君 小宮山泰子君 辻 惠君 島田 久君 中井 治君 中根 康浩君 岩國 哲人君 古川 元久君 原口 一博君 松本 謙公君 永田 寿康君 福島 豊君 坂口 力君 穀田 恵二君 佐々木憲昭君 阿部 知子君 照屋 寛徳君 (理事補欠選任) 一、去る十六日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 尾身 幸次君(理事石崎岳君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠) (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠 後藤 茂之君 谷本 龍哉君 鳩山由紀夫君 松本 謙公君 若泉 征三君 吉田 泉君 谷本 龍哉君 後藤 茂之君 松本 謙公君 鳩山由紀夫君 吉田 泉君 若泉 征三君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
憲法調査会委員 辞任 補欠 園田 康博君 西村智奈美君 馬淵 澄夫君 楠田 大蔵君 和田 隆志君 近藤 洋介君 太田 昭宏君 榊屋 敬悟君 高木 陽介君 長沢 広明君 福島 豊君 山名 靖英君 山口 富男君 吉井 英勝君 楠田 大蔵君 長島 昭久君 榊屋 敬悟君 大口 善徳君 吉井 英勝君 塩川 鉄也君 長島 昭久君 岡本 充功君 岡本 充功君 馬淵 澄夫君 近藤 洋介君 和田 隆志君 西村智奈美君 園田 康博君 大口 善徳君 太田 昭宏君 長沢 広明君 高木 陽介君 山名 靖英君 福島 豊君 塩川 鉄也君 山口 富男君		一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。 (公聴会開会承認) 公聴会開会承認要求書 一、公聴会を開こうとする議案 平成十七年度一般会計予算 平成十七年度特別会計予算 平成十七年度政府関係機関予算 一、意見を聞こうとする問題 平成十七年度総予算について 右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第
七十八条により承認を求める。 平成十七年二月十六日 衆議院議長 河野 洋平殿 予算委員長 甘利 明 (議案提出) 一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書 一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。		
日露修好百五十周年に当たり、日露関係の飛躍的発展に関する決議案(川崎二郎君外二十一名提出) (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二十一日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 日露修好百五十周年に当たり、日露関係の飛躍的発展に関する決議案 川崎二郎君外二十一名 (議案付託) 一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号) 以上二件 総務委員会 付託 平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第二号) 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 以上二件 財務金融委員会 付託 (調査要求承認) 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、農林水産関係の基本施策に関する事項 二、食料の安定供給に関する事項 三、農林水産業の発展に関する事項		

平成十七年二月二十二日 衆議院會議録第七号

四、農林漁業者の福祉に関する事項
五、農山漁村の振興に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十七年二月十五日
農林水産委員長 山岡 賢次
衆議院議長 河野 洋平殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十六日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、文部科学行政の基本施策に関する事項
二、生涯学習に関する事項
三、学校教育に関する事項
四、科学技術及び學術の振興に関する事項
五、科学技術の研究開発に関する事項
六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項
二、調査の目的
右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十七年二月十六日
文部科学委員長 斉藤 鉄夫
衆議院議長 河野 洋平殿
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十七年二月十六日
厚生労働委員長 鴨下 一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
一、安全保障委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十七年二月十七日
安全保障委員長 小林 興起
衆議院議長 河野 洋平殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、内閣の重要政策に関する事項
二、栄典及び公式制度に関する事項
三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
四、国民生活の安定及び向上に関する事項
五、警察に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十七年二月十八日
内閣委員長 松下 忠洋
衆議院議長 河野 洋平殿
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び檢察行政に関する事項
三、国内治安に関する事項
四、人権擁護に関する事項
二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十七年二月十八日
法務委員長 塩崎 恭久
衆議院議長 河野 洋平殿
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、経済産業の基本施策に関する事項

議長報告

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項
三、特許に関する事項
四、中小企業に関する事項
五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項
二、調査の目的
経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
平成十七年二月十八日
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 河上 覃雄
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、環境保全の基本施策に関する事項
二、循環型社会の形成に関する事項
三、公害の防止に関する事項
四、自然環境の保護及び整備に関する事項
五、快適環境の創造に関する事項
六、公害健康被害救済に関する事項
七、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立

するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
平成十七年二月十八日
環境委員長 小沢 鋭仁
衆議院議長 河野 洋平殿
(質問書提出)
一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
牛の月齢判別に関する質問主意書(岡本充功君提出)
一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
司法試験委員会の権限に関する質問主意書(村越祐民君提出)
介護保険制度改革に関する質問主意書(島聡君提出)
(答弁書受領)
一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員内山晃君提出改正薬事法における医療機器販売業規制に係わるコンタクトレンズに関する質問に対する答弁書
衆議院議員内山晃君提出所沢社会保険事務所で生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問に対する答弁書

平成十七年二月二日提出
質問 第一四四号
改正薬事法における医療機器販売業規制に係わるコンタクトレンズに関する質問主意書
提出者 内山 晃
改正薬事法における医療機器販売業規制に係わるコンタクトレンズに関する質問主意書
改正薬事法によりコンタクトレンズは、平成十七年四月一日からクラスⅢ(高度管理医療機器)に分類され、従来、コンタクトレンズのみ販売する販売店においては、販売管理者を設置する必要はなかったが、改正後では、コンタクトレンズのみ販売する場合にあつても販売管理者を設置することとなつた件及びコンタクトレンズの販売について、次の事項について質問する。
一 コンタクトレンズがクラスⅢに分類されたことで、新たに販売管理者の講習会を修了する必要性が生じるが、コンタクトレンズ販売対象者の管理講習会の受講者は、平成十六年度は何名が受講してその受講料は総額でどのくらいか。
二 日本眼科医会の平成十四年度コンタクトレンズによる眼障害アンケート(平成十五年一月から二ヶ月間)によると、件数は二万六千三百七十七件報告がなされているが単純計算すると年間十五万六千八百件の眼障害患者が受診したことになる。原因をみると六十二・四%が長時間着用、以下洗浄が不良、不適切な消毒と、上位はほとんど使用者の使用方法が原因となつてい

る。果たして安全性を目的とした販売管理者設置が販売店に必要なのか。資格試験実施目的は他にあるのではないか。
三 本来使い捨てコンタクトレンズは処方箋初日から半年以内は、追加購入できるが、販売店によつては二週間分しか販売せず、二週間後に再度、眼科医の処方箋を求めたりするところもあるが違法性はないのか。
又、販売店と眼科医が併設あるいは共有されている店舗形態の場合、コンタクトレンズによる眼障害以外に診察を行わず、他の眼科医での診察を勧めたりしている事例があるが、行政の立場で統一した販売方法、医療義務は徹底されているのか。他にもこのような事例の苦情等が関係機関に寄せられていないか。
右質問する。
内閣衆質一六二第一四号
平成十七年二月十五日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員内山晃君提出改正薬事法における医療機器販売業規制に係わるコンタクトレンズに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員内山晃君提出改正薬事法における医療機器販売業規制に係わるコンタクトレンズに関する質問に対する答弁書
一について
現行の薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の下においては、コンタクトレンズの販売に係る管理者は設置することとはされておらず、同管理者に対する講習は行われていない。

なお、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条による改正後の薬事法(以下「改正薬事法」という。)に基づくコンタクトレンズ等の高度管理医療機器の販売に係る管理者に対する講習に係る規定は、平成十七年四月一日から施行することとされている。

二について
コンタクトレンズは、人の健康に重大な影響を与えるおそれがあるものであることから、販売等の段階でその品質が確保されとともに、使用者に対し、使用に伴う副作用等の情報や適正使用のための情報が的確に伝達される必要がある。このため、改正薬事法においては、営業所ごとにコンタクトレンズ等の高度管理医療機器の販売に係る管理者の設置を義務付けることとしている。

なお、この管理者については、資格試験の制度は設けられていない。

三について
コンタクトレンズ等の医療用具については、薬事法上、その販売時に販売の相手方が処方せんの交付を受けていることは求められておらず、どのように販売するかは、販売業者において適切に判断されるべきものである。

医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)において、診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならないこととされている。

また、御指摘のような事例については具体的

平成十七年二月二日提出
質問 第一一六号

所沢社会保険事務所で生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問主意書

提出者 内山 晃

所沢社会保険事務所で生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問主意書

昨年九月、満六十五歳を迎えられた埼玉県狭山市に在住の男性が、基礎年金の繰り下げ請求書が届き、所沢社会保険事務所を訪れ相談窓口の女性から繰り下げ請求について説明を求めた。窓口の女性は「繰り下げを希望すると定期預金の金利を考えればお得。仮に七十歳までに繰り下げ請求をしたら、六十五歳から七十歳まで貯めておいたお金は七十歳時にお返しする」との説明があり、基礎年金繰り下げ欄に○印を入れ、後日改めて同事務所に確認の電話を入れたところ香川副所長は「六十五歳から七十歳までの間の金額は戻らない」という返事がなされ、この男性が社会保険庁に抗議を申し入れた件で次の事項について質問する。

一 相談窓口の女性はハローワークから採用し、三ヶ月の研修を経て窓口の相談業務の一線に就かせているとのことだが、年金という年金受給権者にとって大事な問題を、僅か三ヶ月の研修を終えただけの者に窓口相談させたことで、このようなミスリードが起きたわけであり、他の社会保険事務所でも同様の不手際は生じていないのか。

二 本来であれば年金相談窓口は、年金相談・指導、書類の作成、手続き業務として事業者、被保険者、年金受給権者と接し、社会保険事務を

適正に扱うなど数々の実績と経験を有する国家資格者である社会保険労務士が当たることが相応しいと思うが、実際に全国で何ヶ所くらいの社会保険事務所で何名位の社会保険労務士を配置しているのか。

三 今回の所沢社会保険事務所で起きた問題に対して、社会保険庁及び所沢社会保険事務所はどのような改善策をとったのか。

内閣衆質一六二第一一六号

平成十七年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員内山晃君提出所沢社会保険事務所生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員内山晃君提出所沢社会保険事務所生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の事案のほかに、社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。)において年金相談を始めとする窓口業務を担当する非常勤職員(以下「社会保険相談員」という。)が誤った教示を行った事案があるか否か及び社会保険事務所の相談窓口において社会保険労務士がどの程度配置されているかについては、社会保険庁本庁において調査しておらず、お答えできない。

また、お尋ねの改善策については、所沢社会保険事務所において、社会保険相談員の研修内容を充実し、その資質の向上を図るとともに、正規職員が社会保険相談員を支援する体制を整備したところであり、社会保険庁においては、平成十六年十一月二十六日に取りまとめた「緊急対応プログラム」に基づき、年金相談業務における社会保険労務士等の活用方策を検討するなど、年金相談体制の充実を図ることとしている。

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川内博史君提出文化審議会に関する質問に対する答弁書

平成十七年二月九日提出
質問 第一一七号

文化審議会に関する質問主意書

提出者 川内 博史

文化審議会に関する質問主意書

一般に、政府が設置する審議会において学識経験者及び弁護士等より選出される委員は「諸課題を専門的かつ中立的な立場から評価すること」が求められているものと解されるが、実際に選出されているこれらの委員には特定業界団体の理事もしくは顧問等に就任するなど特定業界との密接な関係を有する者も存在し、こうした委員が審議会の場において特定業界の意見を代弁する役回りに終始することも少なくない。

そこで、文部科学大臣及び文化庁長官の諮問機関である文化審議会著作権分科会における議論の

公平性の担保と云う観点より疑義を生じる点を中心に、以下質問する。

なお、同様の文言が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一 本年二月五日付で文部科学大臣より任命された文化審議会委員の内、新たに選任された学識経験者一名(以下「当該委員」という。)は著作権分科会(以下「分科会」という。)に配属される予定であると考えられるが、当該委員は文部科学省所管の社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会を始めとする複数の事業者団体において理事等の役職に就任している事実がこれらの団体の役員名簿等により確認される。

当該委員の分科会長もしくは分科会に設置されるいずれかの小委員会主査への就任は、現時点で既に内定しているのか。内定している場合、係る「特定業界の利益代表」と言う側面を併せ持つ者をこれらの責任在る役職に就任させるのは、客観的に見て一般国民が学識経験者選出委員に対し諸課題を専門的かつ中立的な立場から評価することを求める要望に反するものであり、直ちに撤回すべきではないのか。

二 第一六一国会質問第三九号「文化庁著作権課が最近一年間に実施したパブリックコメント及び意見募集等に関する質問主意書(四の二)」においても既に指摘している通り、昨年十一月二日の平成十六年度第五回法制問題小委員会において各委員もしくは専門委員(以下「委員等」という。)より提出された意見の中には「要望に対して専門的な立場から必要性・重要性を評価する」という小委員会の目的を逸脱し、委員等

個人の要望又は委員等が特定業界の要望を代弁する形となつていているものが散見されたが、文化審議会委員等個人ないし委員等が代弁する特定業界の要望を実現する場ではないはずである。今後、学識経験者及び弁護士等を委員等に任命する際は「諸課題を専門的かつ中立的な立場から評価する」観点を重視し、特定業界の利益を代表する団体の役員等に就任しているかどうかの状況も選考基準に加えるべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

三 一において指摘した委員に代表される学識経験者及び弁護士等の「諸課題を専門的かつ中立的な立場から評価する」ことが求められている委員が特定業界の利益を代表する団体の役員等に就任している状況は審議会及び分科会委員名簿(以下「委員名簿」という。)を見てもその全容が把握し難くなつていているが、学識経験者及び弁護士等より選出される委員が特定業界の利益を代表する団体の役員等に就任している場合又は過去に就任していた事実が存在する場合は委員名簿にその旨を記載すべきではないか。

四 第一六一国会質問第三〇号「文化審議会著作権分科会の委員構成に関する質問主意書」二において指摘した分科会委員は中央経済社発行「月刊ビジネス法務」二〇〇四年六月号のインタビューにおいて、当該インタビュアー収録時に国会審議中であつた著作権法の一部を改正する法律案(第一五九国会内閣提出第九一号)について次のように述べている。

「あくまでも営利目的に貸与すると言うところについての権利行使であつて、個人的な貸し

借りは除外されて然るべきです。法律の条文では、私的なレンタルも禁止されますが、権利者はそこまで行使しません。」「貸与権が認められると、著作者は図書館に対しても、貸与に対する報酬を主張できます。」

以下、前記の発言を踏まえて質問する。

一 本年一月一日施行の著作権法の一部を改正する法律(平成十六年六月九日法律第九二号。以下「改正法」という。)において著作権者の専有することとなつた権利は「公衆」への書籍又は雑誌の貸与に関する権利であり、当該分科会委員の述べる「個人的な貸し借り」は「公衆」への貸与に該当せず、委員の述べる「法律の条文」上も禁止されていないと解すべきではないのか。

二 当該分科会委員が改正法により「図書館」に対しても、貸与に対する報酬を主張し出るとする現行法上の根拠は何か。当該委員が述べる「図書館」が図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)第二十八条に基づき利用者から入館料その他の対価を徴収している私立図書館を指すと解釈する場合であっても、著作権法第三十八条第四項の要件を満たす公立図書館が本項の「図書館」に含まれないことは図書館法第十七条において利用者から入館料その他の対価を徴収することが禁じられている点と併せて明白であり、当該分科会委員の法解釈は実際の立法趣旨と著しく乖離しているのではないのか。

三 以上のように、当該分科会委員が自ら関

係業界を代表して法制問題小委員会において要望し、国会へ提出された法案に対してこのような誤った解釈を市販されている雑誌において表明する行為は一般的に問題があるものと考えられるが、以上の事実を踏まえると第一六一国会質問第三〇号に対する答弁書二の二についてにおける「お尋ねの委員は(中略)、著作権法及びその実務に精通している者であると考えており、御指摘は当たらないと考える。」との答弁は明白な失当ではないのか。

五 本年一月二十四日の第十四回著作権分科会において了承された「著作権法に関する今後の検討課題」の「2. デジタル対応」においては法制問題小委員会の下にワーキング・チーム(以下「WT」という。)を設置し、WTでの検討を踏まえて法制問題小委員会において検討することとされているが、京都地方裁判所において係争中である平成十六年(ワ)第七二六号著作権法違反幫助事件のようにソフトウェア開発の技能を有する者がその開発行為について刑事責任を問われ、技術者間において摘発を恐れる余り新規の技術開発が萎縮する恐れが指摘されている等の諸状況を踏まえ、産業としてのソフトウェア業界の権利者を代表する者とは別に「技術革新」と言う観点からの意見を反映させるべくソフトウェア開発の技能を有する者の代表者を当該WTに参加させるべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一六二第一七号

平成十七年二月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君提出文化審議会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君提出文化審議会に関する質問に対する答弁書

一について

文化審議会著作権分科会長（以下「分科会長」という。）は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）第五条第三項の規定により、文化審議会著作権分科会以下「分科会」という。）に属する委員の互選により選任されることとされている。また、分科会に小委員会が設置される場合における小委員会の主査以下「小委員会主査」という。）についても、分科会が定める運営規則により、通常、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任されることとされている。

今期の分科会の初回の会議は、今後開催される予定であり、現時点において、特定の委員が分科会長又は小委員会主査に内定しているという事実はない。

二について

文化審議会に属する委員、臨時委員又は専門委員（以下「委員等」という。）は、文化審議会令第二条の規定により、学識経験のある者から文部科学大臣が任命することとなっているところ、文化審議会の委員等が、お尋ねのような団体の役員等に就任しているとしても、文化審議

会における調査審議においては、委員等は自らの見識に基づき適切に判断するのは当然であり、直ちにその調査審議に影響があるものとは考えていないことから、委員等の任命に当たり、御指摘のような状況を考慮することは考えていない。

三について

文化審議会及び分科会の委員等の名簿（以下「名簿」という。）には、委員等本人の意向も踏まえつつ、主な肩書を記載しているところであり、二について述べたとおり、文化審議会の委員等の任命に当たり、御指摘のような状況は考慮していないことから、名簿に御指摘のような記載をすることは考えていない。

四の（一）について

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二十六条の三に規定する貸与権は、著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利であることから、公衆には該当しない、特定かつ少数の者に対する貸与に対して、その権利は及ばないところであり、お尋ねの「個人的な貸し借り」が、特定かつ少数の者に対する貸与である場合であれば、貸与権は及ばない。

四の（二）について

お尋ねの委員の発言は、一個人としての立場で行われたものであり、政府として見解を述べることとは差し控えたい。

四の（三）について

委員等の個別の発言のみをもって、委員等としての適性を判断すべきではないと考えており、御指摘の答弁が失当であるとは考えていない。

五について

法制問題小委員会に設置されるワーキングチームの構成に関しては、当該ワーキングチームが担当する検討課題について優れた学識経験のある者に参加いただくことが適当であると考えており、具体的な人選については、今後、適切に検討してまいりたい。

日露修好百五十周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議案

右の議案を提出する。

平成十七年二月二十一日

提出者

川崎 二郎	北村 直人
小淵 優子	鈴木 恒夫
水野 賢一	山口 俊一
山本 有二	尾身 幸次
小西 理	西銘恒三郎
荒井 聰	筒井 信隆
城島 正光	生方 幸夫
武山百合子	今野 東
中津川博郷	遠藤 乙彦
丸谷 佳織	白保 台一
穀田 恵二	阿部 知子

賛成者

梶山 弘志外五十名

日露修好百五十周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議

千八百五十五年の日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉

島とウルップ島の間に両国の国境が平和裡に確定された。同条約の調印から、本年で百五十周年を迎える。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来百五十年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、両国の利益に合致する戦略的パートナーシップの構築に向けて引き続き尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後六十年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露修好百五十周年という歴史的に重要な節目の年を迎えるに当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大努力を継続するべきである。

右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円